

# 半 期 報 告 書

(第 4 期中) 自 平成20年 4 月 1 日  
至 平成20年 9 月30日

三菱UFJ信託銀行 株式会社

(E03626)

第4期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付した中間監査報告書および上記の半期報告書と同時に提出した半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

三菱UFJ信託銀行 株式会社

# 目 次

	頁
半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	37
3 【対処すべき課題】	37
4 【経営上の重要な契約等】	38
5 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【主要な設備の状況】	39
2 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	40
1 【株式等の状況】	40
(1) 【株式の総数等】	40
(2) 【新株予約権等の状況】	46
(3) 【ライツプランの内容】	46
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	46
(5) 【大株主の状況】	46
(6) 【議決権の状況】	47
2 【株価の推移】	47
3 【役員の状況】	48
第5 【経理の状況】	49
1 【中間連結財務諸表等】	50
(1) 【中間連結財務諸表】	50
【中間連結貸借対照表】	50
【中間連結損益計算書】	52
【中間連結株主資本等変動計算書】	53
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	56
(2) 【その他】	106
2 【中間財務諸表等】	107
(1) 【中間財務諸表】	107
【中間貸借対照表】	107
【中間損益計算書】	109
【中間株主資本等変動計算書】	110
(2) 【その他】	135
第6 【提出会社の参考情報】	137
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	138
独立監査人の中間監査報告書	139
平成19年4月1日から平成19年9月30日までの中間連結会計期間	
平成20年4月1日から平成20年9月30日までの中間連結会計期間	
第3期中間会計期間	
第4期中間会計期間	
確認書	
【表紙】	
1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】	
2 【特記事項】	

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年12月1日

**【中間会計期間】** 第4期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

**【会社名】** 三菱UFJ信託銀行株式会社

**【英訳名】** Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岡内 欣也

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

**【電話番号】** 03(3212)1211(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部総務グループ  
グループマネージャー 落合 豊

**【最寄りの連絡場所】** 同上

**【電話番号】** 同上

**【事務連絡者氏名】** 同上

**【縦覧に供する場所】** 金融商品取引法および企業内容等の開示に関する内閣府令の規定による縦覧に供する主要な支店はありません。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	373,815	372,802	336,403	750,273	720,326
うち連結信託報酬	百万円	67,443	66,102	57,132	128,383	127,299
連結経常利益	百万円	137,674	101,911	54,992	281,595	183,664
連結中間純利益	百万円	119,320	62,800	30,736		
連結当期純利益	百万円				207,931	118,049
連結純資産額	百万円	1,622,005	1,585,978	1,359,377	1,738,429	1,394,324
連結総資産額	百万円	19,893,728	19,676,527	21,635,558	19,644,958	20,701,464
1株当たり純資産額	円	489.45	469.07	369.09	516.60	410.30
1株当たり中間純利益金額	円	41.02	19.10	9.37		
1株当たり当期純利益金額	円				69.55	35.90
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	35.41	18.63	9.12		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				61.71	35.03
自己資本比率	%	8.10	7.98	5.74	8.79	6.65
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	14.89	14.34	12.73	13.20	13.13
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	760,116	629,851	166,333	734,684	1,465,082
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,166,260	795,817	362,446	932,689	944,652
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	86,834	185,544	2,324	179,071	212,811
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	315,251	415,944	1,244,573		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				431,272	726,950
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,827 [4,333]	10,927 [4,097]	11,220 [4,231]	10,459 [3,721]	10,832 [4,208]
合算信託財産額	百万円	129,017,374	147,174,263	144,761,680	135,664,574	152,290,179

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	346,104	344,267	310,468	709,081	664,325
うち信託報酬	百万円	58,729	59,651	51,281	111,075	113,866
経常利益	百万円	127,252	97,772	53,499	278,360	172,720
中間純利益	百万円	112,581	60,715	31,944		
当期純利益	百万円				211,642	114,144
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 3,060,236 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 175,300	普通株式 3,277,389 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 33,700	普通株式 3,338,575 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 33,700	普通株式 3,277,389 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 113,200	普通株式 3,277,389 第一回優先 株式 1 第二回優先 株式 33,700
純資産額	百万円	1,563,331	1,526,745	1,206,535	1,687,403	1,337,016
総資産額	百万円	19,540,594	18,973,617	20,735,350	19,243,460	20,135,186
預金残高	百万円	11,381,458	11,715,224	12,993,042	11,764,679	12,219,516
貸出金残高	百万円	10,246,264	9,768,602	9,600,573	9,890,460	9,778,877
有価証券残高	百万円	6,835,794	6,357,594	6,966,126	6,836,277	7,071,844
1株当たり中間配当額	円	普通株式 20.68 第一回優先 株式 2.65 第二回優先 株式 5.75	普通株式 5.24 第一回優先 株式 2.65 第二回優先 株式 5.75	普通株式 第一回優先 株式 第二回優先 株式		
1株当たり配当額	円				普通株式 64.51 第一回優先 株式 5.30 第二回優先 株式 11.50	普通株式 19.83 第一回優先 株式 5.30 第二回優先 株式 11.50
自己資本比率	%	8.00	8.04	5.81	8.76	6.64
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	14.43	14.05	12.56	12.85	12.87
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,124 [1,886]	7,096 [2,092]	7,153 [2,027]	6,928 [1,963]	6,989 [2,094]
信託財産額 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	57,010,093 (103,186,855)	58,672,922 (114,214,793)	52,879,203 (109,170,126)	57,110,388 (106,250,513)	60,500,687 (116,976,588)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	336,706 (336,706)	292,520 (292,520)	231,155 (231,155)	318,762 (318,762)	258,808 (258,808)
信託勘定有価証券残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	11,419,249 (50,574,261)	10,092,387 (57,002,232)	355,649 (49,023,519)	10,309,966 (51,797,506)	9,084,085 (56,653,850)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。なお、第2期中は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
4. 信託財産額、信託勘定貸出金残高及び信託勘定有価証券残高には、( )内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」)を含んだ金額を記載しております。



## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社、子会社および関連会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当社の持分法適用関連会社から連結子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

日本シェアホルダーサービス株式会社

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) MUTB Preferred Capital Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	百万円 100,004	金融業務	100	2	—	預金取引 金銭貸借	—	—

(注) MUTB Preferred Capital Limitedは、平成20年7月31日付で、新規に設立しました。なお、同社は特定子会社に該当します。

#### 4 【従業員の状態】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	信託銀行業	金融関連業その他	合計
従業員数(人)	10,194 (4,043)	1,026 (188)	11,220 (4,231)

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者516人および勤務の実態が従業員と近い形態である営業等嘱託903人を含み、その他の嘱託および臨時従業員4,621人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員61人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、( )内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	7,153 (2,027)
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者215人および勤務の実態が従業員と近い形態である営業等嘱託903人を含み、その他の嘱託および臨時従業員2,093人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員28人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、( )内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当社の従業員組合は、三菱UFJ信託銀行従業員組合と称し、組合員数は5,886人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

〔業績〕

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における金融経済環境であります。海外経済は、サブプライム問題を契機とする米国の金融危機が深刻化し、欧州にも拡大するなか、欧米経済の失速が鮮明となりました。また、アジア・新興国経済も底堅さを示しつつも減速傾向を辿りました。一方、エネルギー・原材料価格の上昇からグローバルインフレに対する懸念も根強い状況が続きました。この間、わが国経済は、新興国向け輸出が下支えとなりましたが、欧米経済の失速や原燃料価格の高騰等を受けて企業業績が低迷を余儀なくされ、個人消費も物価上昇や賃金の低迷等を背景に停滞しました。また、消費者物価は原油・食糧品高を背景に上昇幅を拡大させました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として2.0%まで引き下げられましたほか、ユーロ圏でもインフレ抑制のため夏場に4.25%へ引き上げた後は据え置かれました。わが国では、日本銀行が政策金利を0.5%に据え置きましたが、欧米の金融・資本市場の混乱を背景に短期市場金利には上昇圧力が掛かり続けました。また、長期市場金利は欧米の金利急騰を受けて6月中旬にかけ急上昇しましたが、その後は米国金融危機の深刻化に伴う質への逃避が強まり低下傾向を辿りました。一方、円の為替相場は、日米経済双方の先行きに対する不透明感が強まるなか100円台で揉み合う展開が続きました。

(経営方針)

当社および当社グループ各社は、当社が採択したMUFJグループが共有する「グループ経営理念」、および当社の全役職員が共有すべき基本的・普遍的な価値観(姿勢)を表すものとして制定した「経営ビジョン」に基づき、経営に当たっております。

<グループ経営理念>

1. お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
2. 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
3. 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
4. たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
5. 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
6. グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

<経営ビジョン>

信託業務の新たな発展に貢献し、  
信託銀行として最高のサービスを提供する。

当社グループを含むMUFJグループでは、グローバルな競争を勝ち抜く「世界屈指の総合金融グループ」として、お客さまに最高水準の商品・サービスをご提供していきたいと考えております。

また、当社および当社グループ各社は、お客さまや社会から強く支持される総合金融グループを目指すMUFJグループの中核として、専門性を一層発揮し、より質の高い、競争力のある商品やサービスの開発ならびに新たな市場やチャネルの開拓によるお客さまへの商品提供機会の拡大に注力していく所存であります。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間の業績につきましては次のとおりとなりました。

預金につきましては、連結ベースでは、当中間連結会計期間中7,332億円増加して、当中間連結会計期間末残高は13兆1,483億円となりました。

信託財産総額につきましては、当中間連結会計期間中7兆5,284億円減少して、当中間連結会計期間末残高は144兆7,616億円となりました。

貸出金につきましては、連結ベースでは、当中間連結会計期間中1,772億円減少して、当中間連結会計期間末残高は9兆5,921億円となり、信託勘定では、当中間連結会計期間中276億円減少して、当中間連結会計期間末残高は2,311億円となりました。

有価証券につきましては、連結ベースでは、当中間連結会計期間中1,303億円減少して、当中間連結会計期間末残高は7兆1,215億円となり、信託勘定では、当中間連結会計期間中6兆4,791億円減少して、当中間連結会計期間末残高は77兆3,205億円となりました。

当中間連結会計期間の連結ベースでの経常収益は前中間連結会計期間比363億円減少の3,364億円、経常利益は前中間連結会計期間比469億円減少の549億円、中間純利益は前中間連結会計期間比320億円減少の307億円となりました。純資産額につきましては、当中間連結会計期間中349億円減少して1兆3,593億円、1株当たり純資産額につきましては当中間連結会計期間中41円21銭減少して369円9銭となりました。

また、所在地別セグメントの業績は、日本につきましては、経常収益では前中間連結会計期間比304億円減少の2,925億円、経常利益では前中間連結会計期間比452億円減少の595億円、在外(米国、中南米、欧州およびアジア・オセアニア)につきましては、経常収益では前中間連結会計期間比35億円減少の515億円、経常利益では前中間連結会計期間比2億円増加しましたが25億円の経常損失となりました。

連結ベースの国際統一基準による自己資本比率は12.73%となりました。

[キャッシュ・フロー]

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前中間連結会計期間比7,961億円収入が増加して1,663億円の収入となり、投資活動においては、前中間連結会計期間比4,333億円収入が減少して3,624億円の収入となりました。また、財務活動におけるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比1,832億円支出が減少して23億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前中間連結会計期間末比8,286億円増加して1兆2,445億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

信託報酬は、571億円となりました。資金運用収支は、国内で801億円、海外で33億円となり、相殺消去を控除した結果、合計では799億円となりました。また、役務取引等収支は、国内で593億円、海外で58億円となり、相殺消去を控除した結果、合計では661億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	69,352	0	3,249	66,102
	当中間連結会計期間	59,611		2,479	57,132
資金運用収支	前中間連結会計期間	99,366	9,304	1,481	107,189
	当中間連結会計期間	80,152	3,314	3,528	79,939
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	148,239	47,054	3,215	192,078
	当中間連結会計期間	139,495	34,976	6,832	167,639
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	48,873	37,749	1,733	84,889
	当中間連結会計期間	59,343	31,661	3,304	87,699
役務取引等収支	前中間連結会計期間	77,009	3,253	2,165	82,428
	当中間連結会計期間	59,336	5,892	874	66,103
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	89,953	4,965	5,811	89,106
	当中間連結会計期間	72,035	8,238	6,463	73,809
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	12,943	1,711	7,976	6,678
	当中間連結会計期間	12,699	2,345	7,338	7,706
特定取引収支	前中間連結会計期間	2,060	1,182		3,242
	当中間連結会計期間	2,471	3,221		749
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2,153	1,152	13	3,292
	当中間連結会計期間	912	3,255		4,168
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	92	29	13	50
	当中間連結会計期間	3,384	34		3,419
その他業務収支	前中間連結会計期間	8,249	7,575	2	15,828
	当中間連結会計期間	4,174	2,803	77	1,293
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	6,702	964	84	7,582
	当中間連結会計期間	22,988	4,369	78	27,279
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	14,952	8,540	81	23,410
	当中間連結会計期間	18,813	7,173	0	25,986

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間6百万円)を控除して表示しております。

## (2) 国内・海外別資金運用 / 調達 の状況

資金運用勘定の平均残高は、国内・海外合計で貸出金及び有価証券を中心に18兆6,649億円となり、利回りは1.79%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は、国内・海外合計で預金を中心に18兆6,062億円となり、利回りは0.94%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	15,670,216	148,239	1.88
	当中間連結会計期間	16,949,157	139,495	1.64
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,334,817	72,368	1.54
	当中間連結会計期間	9,220,739	71,537	1.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,000,367	67,204	2.68
	当中間連結会計期間	6,062,890	59,899	1.97
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	294,365	1,094	0.74
	当中間連結会計期間	381,049	1,480	0.77
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	149	0	0.54
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	426,280	1,256	0.58
	当中間連結会計期間	578,955	1,818	0.62
うち預け金	前中間連結会計期間	517,680	4,894	1.88
	当中間連結会計期間	629,536	3,600	1.14
資金調達勘定	前中間連結会計期間	15,376,539	48,873	0.63
	当中間連結会計期間	16,911,101	59,343	0.69
うち預金	前中間連結会計期間	10,883,283	26,222	0.48
	当中間連結会計期間	11,683,286	34,615	0.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,504,056	4,574	0.60
	当中間連結会計期間	2,015,811	7,139	0.70
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	200,619	1,917	1.90
	当中間連結会計期間	65,909	296	0.89
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	70,355	1,145	3.24
	当中間連結会計期間	496,418	5,808	2.33
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	137,031	396	0.57
	当中間連結会計期間	178,186	355	0.39
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	532,481	2,636	0.98
	当中間連結会計期間	643,415	3,053	0.94

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 平均残高及び利息は、当社と国内連結子会社を単純合算したものを表示しております。

4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間165,288百万円、当中間連結会計期間160,034百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間7,975百万円、当中間連結会計期間2,314百万円)及び利息(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間6百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,975,348	47,054	4.75
	当中間連結会計期間	1,966,244	34,976	3.54
うち貸出金	前中間連結会計期間	314,787	7,814	4.95
	当中間連結会計期間	341,110	5,682	3.32
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,033,877	24,962	4.81
	当中間連結会計期間	833,512	15,844	3.79
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	176,340	3,490	3.94
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	191,095	3,526	3.68
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	434,535	10,590	4.86
	当中間連結会計期間	614,151	9,815	3.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,929,751	37,749	3.90
	当中間連結会計期間	1,901,397	31,661	3.32
うち預金	前中間連結会計期間	1,044,376	17,410	3.32
	当中間連結会計期間	1,156,056	11,765	2.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	379,415	10,267	5.39
	当中間連結会計期間	200,904	3,005	2.98
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	454,170	8,225	3.61
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	385,774	7,329	3.78
	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・ペ ーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	2,248	36	3.25
	当中間連結会計期間	31,160	515	3.29

- (注) 1. 「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 2. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。  
 3. 平均残高及び利息は、当社と海外連結子会社を単純合算したものを表示しております。  
 4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,273百万円、当中間連結会計期間2,388百万円)を控除して表示しております。



合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ( )	合計	小計	相殺消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前中間 連結会計期間	17,645,565	204,233	17,441,331	195,293	3,215	192,078	2.19
	当中間 連結会計期間	18,915,401	250,478	18,664,923	174,472	6,832	167,639	1.79
うち貸出金	前中間 連結会計期間	9,649,604	23,243	9,626,361	80,183	286	79,897	1.65
	当中間 連結会計期間	9,561,850	31,015	9,530,834	77,220	457	76,762	1.60
うち有価証券	前中間 連結会計期間	6,034,245	61,242	5,973,003	92,166	1,497	90,669	3.02
	当中間 連結会計期間	6,896,402	57,370	6,839,032	75,743	3,544	72,199	2.10
うちコール ローン及び 買入手形	前中間 連結会計期間	294,365	54	294,310	1,094	0	1,093	0.74
	当中間 連結会計期間	381,049		381,049	1,480		1,480	0.77
うち買現先 勘定	前中間 連結会計期間	149		149	0		0	0.54
	当中間 連結会計期間	176,340	130,181	46,158	3,490	2,394	1,095	4.73
うち債券貸借 取引支払保証 金	前中間 連結会計期間	617,376	95,586	521,789	4,783	1,360	3,423	1.30
	当中間 連結会計期間	578,955		578,955	1,818		1,818	0.62
うち預け金	前中間 連結会計期間	952,215	24,106	928,108	15,484	70	15,414	3.31
	当中間 連結会計期間	1,243,687	31,910	1,211,777	13,415	436	12,979	2.13
資金調達勘定	前中間 連結会計期間	17,306,290	145,793	17,160,496	86,622	1,733	84,889	0.98
	当中間 連結会計期間	18,812,499	206,209	18,606,289	91,004	3,304	87,699	0.94
うち預金	前中間 連結会計期間	11,927,659	26,534	11,901,125	43,633	69	43,563	0.73
	当中間 連結会計期間	12,839,342	34,586	12,804,756	46,380	446	45,934	0.71
うち譲渡性 預金	前中間 連結会計期間	1,883,472	375	1,883,097	14,841	1	14,840	1.57
	当中間 連結会計期間	2,216,715	28	2,216,687	10,145	0	10,145	0.91
うちコール マネー及び 売渡手形	前中間 連結会計期間	200,619	54	200,564	1,917	0	1,916	1.90
	当中間 連結会計期間	65,909		65,909	296		296	0.89
うち売現先 勘定	前中間 連結会計期間	70,355	64,888	5,466	1,145	1,056	88	3.24
	当中間 連結会計期間	950,589	140,578	810,011	14,034	2,393	11,640	2.86
うち債券貸借 取引受入担保 金	前中間 連結会計期間	522,806	30,698	492,107	7,725	303	7,421	3.00
	当中間 連結会計期間	178,186		178,186	355		355	0.39
うちコマー シャル・ ペーパー	前中間 連結会計期間							
	当中間 連結会計期間							
うち借入金	前中間 連結会計期間	534,730	23,243	511,487	2,673	254	2,419	0.94
	当中間 連結会計期間	674,576	31,015	643,560	3,568	383	3,185	0.98

(注) 1. 平均残高は、当社については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間166,561百万円、当中間連結会計期間159,420百万円)を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間7,975百万円、当中間連結会計期間2,314百万円)及び利息(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間6百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内では信託関連業務を中心に720億円となりました。また、海外では82億円となり、相殺消去額64億円を控除した結果、合計では738億円となりました。一方、役務取引等費用は、合計では77億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	89,953	4,965	5,811	89,106
	当中間連結会計期間	72,035	8,238	6,463	73,809
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	56,575	0	612	55,963
	当中間連結会計期間	47,773		3,608	44,165
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,971	81	1	2,051
	当中間連結会計期間	3,315	78	0	3,393
うち為替業務	前中間連結会計期間	682	4	13	673
	当中間連結会計期間	777	2	12	766
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	16,515	392	869	16,039
	当中間連結会計期間	8,824	581	488	8,917
うち代理業務	前中間連結会計期間	706			706
	当中間連結会計期間	150			150
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	288		0	288
	当中間連結会計期間	269			269
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,045	23	38	1,031
	当中間連結会計期間	903	16	38	881
役務取引等費用	前中間連結会計期間	12,943	1,711	7,976	6,678
	当中間連結会計期間	12,699	2,345	7,338	7,706
うち為替業務	前中間連結会計期間	303	114	13	404
	当中間連結会計期間	320	243	12	551

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に41億円となりました。一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用のみで34億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	2,153	1,152	13	3,292
	当中間連結会計期間	912	3,255		4,168
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間		1,155	13	1,142
	当中間連結会計期間	65	3,260		3,325
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	101	4		96
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	1,507	3		1,504
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	645			645
	当中間連結会計期間	746			746
特定取引費用	前中間連結会計期間	92	29	13	50
	当中間連結会計期間	3,384	34		3,419
うち商品 有価証券費用	前中間連結会計期間	13		13	
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	79	29		50
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,384	34		3,419
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、国内ではその他の特定取引資産を中心に2,773億円となりました。また、海外では特定金融派生商品を中心に31億円となり、合計では2,804億円となりました。一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に429億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	211,990	4,553		216,544
	当中間連結会計期間	277,335	3,135		280,470
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,419	2,080		7,500
	当中間連結会計期間	4,785	98		4,883
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	11			11
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	22,783	2,472		25,255
	当中間連結会計期間	26,076	3,037		29,113
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	183,776			183,776
	当中間連結会計期間	246,473			246,473
特定取引負債	前中間連結会計期間	27,561	3,821		31,382
	当中間連結会計期間	39,946	3,018		42,965
うち売付商品債券	前中間連結会計期間		1,333		1,333
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	27,561	2,487		30,049
	当中間連結会計期間	39,945	3,018		42,964
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

## (5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を合算しております。

## 信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	292,520	0.20	231,155	0.16	258,808	0.17
有価証券	76,157,132	51.75	77,320,503	53.41	83,799,679	55.03
投資信託有価証券	19,186,016	13.04	16,337,977	11.29	16,593,226	10.90
投資信託外国投資	13,952,230	9.48	13,720,241	9.48	14,319,753	9.40
信託受益権	873,131	0.59	894,337	0.62	846,054	0.56
受託有価証券	3,607,048	2.45	3,373,899	2.33	3,547,409	2.33
金銭債権	12,741,384	8.66	12,417,819	8.58	12,568,112	8.25
有形固定資産	8,250,696	5.61	9,228,810	6.38	9,006,213	5.91
無形固定資産	119,170	0.08	137,386	0.09	135,336	0.09
その他債権	4,850,732	3.29	3,827,668	2.64	3,072,951	2.02
コールローン	3,147,832	2.14	2,868,585	1.98	3,601,106	2.36
銀行勘定貸	1,592,480	1.08	1,338,192	0.92	1,462,822	0.96
現金預け金	2,403,886	1.63	3,065,104	2.12	3,078,705	2.02
合計	147,174,263	100.00	144,761,680	100.00	152,290,179	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	34,666,765	23.56	26,005,491	17.96	33,974,839	22.31
年金信託	13,738,074	9.33	13,066,117	9.02	13,188,924	8.66
財産形成給付信託	13,060	0.01	11,990	0.01	12,672	0.01
貸付信託	294,976	0.20	171,211	0.12	233,164	0.15
投資信託	35,318,307	24.00	32,318,508	22.32	33,987,399	22.32
金銭信託以外の金銭の信託	4,640,714	3.15	2,823,330	1.95	2,913,166	1.91
有価証券の信託	5,020,913	3.41	4,715,355	3.26	3,912,150	2.57
金銭債権の信託	12,896,604	8.76	12,287,101	8.49	12,611,728	8.28
動産の信託	40,236	0.03	38,587	0.03	39,597	0.03
土地及びその定着物の信託	106,800	0.07	96,539	0.07	105,398	0.07
包括信託	40,437,810	27.48	53,227,447	36.77	51,311,138	33.69
合計	147,174,263	100.00	144,761,680	100.00	152,290,179	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 合算対象の連結子会社
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 前中間連結会計期間末 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| 当中間連結会計期間末 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
| 前連結会計年度    | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 |
3. 共同信託他社管理財産
- |            |              |
|------------|--------------|
| 前中間連結会計期間末 | 3,937,205百万円 |
| 当中間連結会計期間末 | 3,178,777百万円 |
| 前連結会計年度    | 3,425,704百万円 |

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	1,927	0.66	1,081	0.47
電気・ガス・熱供給・水道業	1,964	0.67	1,060	0.46
情報通信業	10	0.00		
運輸業	6,978	2.39	5,404	2.34
卸売・小売業	12	0.00		
金融・保険業	12,231	4.18	9,111	3.94
不動産業	18,302	6.26	33,260	14.39
各種サービス業	3,039	1.04	2,635	1.14
地方公共団体	27,548	9.42	24,275	10.50
その他	220,504	75.38	154,327	66.76
合計	292,520	100.00	231,155	100.00

(注) 当中間連結会計期間末より業種別貸出金残高の集計方法を一部変更しております。

これにより、従来「その他」に集計しておりました個人事業性貸出を当中間連結会計期間末より「不動産業」に集計しております。

現在の集計方法での前中間連結会計期間末における「不動産業」の金額は44,532百万円、「その他」の金額は194,274百万円であります。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	160,953		160,953	145,226		145,226	152,562		152,562
有価証券	367,959		367,959	58,064		58,064	129,189		129,189
その他	859,169	296,921	1,156,091	982,513	172,155	1,154,669	997,065	234,464	1,231,530
資産計	1,388,082	296,921	1,685,004	1,185,803	172,155	1,357,959	1,278,817	234,464	1,513,281
元本	1,386,986	293,603	1,680,590	1,154,687	169,572	1,324,259	1,277,958	231,508	1,509,467
債権償却準備金	484		484	435		435	457		457
特別留保金		1,795	1,795		1,079	1,079		1,382	1,382
その他	612	1,521	2,133	30,680	1,504	32,184	400	1,572	1,973
負債計	1,388,082	296,921	1,685,004	1,185,803	172,155	1,357,959	1,278,817	234,464	1,513,281

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末	貸出金160,953百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は26百万円、3ヵ月以上延滞債権額は54百万円、貸出条件緩和債権額は809百万円であります。また、これらの債権額の合計額は938百万円であります。
当中間連結会計期間末	貸出金145,226百万円のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は42百万円、3ヵ月以上延滞債権額は41百万円、貸出条件緩和債権額は968百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,164百万円であります。
前連結会計年度末	貸出金152,562百万円のうち、破綻先債権額は105百万円、延滞債権額は7百万円、3ヵ月以上延滞債権額は74百万円、貸出条件緩和債権額は1,081百万円あります。また、これらの債権額の合計額は1,268百万円あります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	1
危険債権	1	0
要管理債権	6	9
正常債権	1,600	1,440



(6) 銀行業務の状況

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	10,800,436	1,127,777	23,632	11,904,581
	当中間連結会計期間	11,968,590	1,205,857	26,131	13,148,316
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,099,475	108,000	13,005	2,194,470
	当中間連結会計期間	1,955,167	119,198	11,207	2,063,158
うち定期性預金	前中間連結会計期間	8,414,784	1,019,751	10,627	9,423,908
	当中間連結会計期間	9,758,536	1,086,648	14,924	10,830,260
うちその他	前中間連結会計期間	286,177	25		286,202
	当中間連結会計期間	254,886	9		254,896
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,481,580	313,160	390	1,794,350
	当中間連結会計期間	2,179,600	154,461		2,334,061
総合計	前中間連結会計期間	12,282,016	1,440,937	24,022	13,698,932
	当中間連結会計期間	14,148,190	1,360,318	26,131	15,482,377

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4. 定期性預金 = 定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,445,806	100.00	9,260,856	100.00
製造業	1,318,819	13.96	1,438,852	15.54
農業	1,221	0.01	284	0.00
林業	—	—	—	—
漁業	28,776	0.31	—	—
鉱業	1,262	0.01	9,267	0.10
建設業	144,478	1.53	164,393	1.78
電気・ガス・熱供給・水道業	274,715	2.91	211,197	2.28
情報通信業	222,567	2.36	216,169	2.34
運輸業	718,614	7.61	702,941	7.59
卸売・小売業	759,691	8.04	742,940	8.02
金融・保険業	2,007,404	21.25	1,912,561	20.65
不動産業	1,618,132	17.13	1,923,365	20.77
各種サービス業	918,204	9.72	925,197	9.99
地方公共団体	20,053	0.21	24,394	0.26
その他	1,411,858	14.95	989,288	10.68
海外及び特別国際金融取引勘定分	312,038	100.00	331,299	100.00
政府等	1,234	0.40	120	0.04
金融機関	88,755	28.44	104,087	31.42
その他	222,048	71.16	227,091	68.54
合計	9,757,844	—	9,592,156	—

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 平成20年9月30日現在より業種別貸出金残高の集計方法を一部変更しております。これにより、従来「その他」に集計しておりました個人事業性貸出を平成20年9月30日現在より「不動産業」に集計しております。

現在の集計方法での平成19年9月30日現在における国内(除く特別国際金融取引勘定分)の「不動産業」の金額は2,003,298百万円、「その他」の金額は1,026,692百万円であります。なお、海外及び特別国際金融取引勘定分につきましては、該当ありません。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成19年9月30日現在及び平成20年9月30日現在は該当ありません。

国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,862,709			2,862,709
	当中間連結会計期間	3,430,658			3,430,658
地方債	前中間連結会計期間	85,341			85,341
	当中間連結会計期間	76,969			76,969
社債	前中間連結会計期間	415,466			415,466
	当中間連結会計期間	418,573			418,573
株式	前中間連結会計期間	1,541,970		25,232	1,516,738
	当中間連結会計期間	1,087,912	30	24,952	1,062,990
その他の証券	前中間連結会計期間	838,029	888,337	33,019	1,693,347
	当中間連結会計期間	1,399,722	772,002	39,325	2,132,399
合計	前中間連結会計期間	5,743,517	888,337	58,251	6,573,603
	当中間連結会計期間	6,413,836	772,032	64,278	7,121,591

(注) 1. 「国内」とは、当社(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の相殺消去額については、上記「相殺消去額」欄に計上しております。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

### 1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	215,476	178,399	37,077
うち信託報酬	59,651	51,281	8,369
うち信託勘定不良債権処理損失	32	9	23
貸出金償却	8	9	0
その他の与信関係費用	23		23
経費(除く臨時処理分)	99,878	99,818	60
人件費	30,242	31,556	1,313
物件費	63,345	62,598	746
税金	6,289	5,662	627
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	115,598	78,580	37,017
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	115,598	78,580	37,017
一般貸倒引当金繰入額	1,297	1,264	32
業務純益	114,300	77,316	36,984
信託勘定償却前業務純益	114,332	77,325	37,007
信託勘定償却前業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	115,630	78,589	37,040
うち債券関係損益	15,950	6,896	22,846
臨時損益	16,528	23,817	7,288
株式関係損益	4,950	16,503	11,553
銀行勘定不良債権処理損失	10,987	2,323	8,663
貸出金償却	1,186	2,185	998
個別貸倒引当金繰入額	10,943	347	10,596
その他の与信関係費用	1,143	208	934
その他臨時損益	590	4,989	4,399
経常利益	97,772	53,499	44,273
特別損益	2,465	1,479	3,945
うち償却債権取立益	3,330	1,105	2,225
うち偶発損失引当金戻入益(与信関連)	597		597
うち減損損失	3,391	1,765	1,625
税引前中間純利益	100,237	52,019	48,218
法人税、住民税及び事業税	231	297	66
法人税等調整額	39,752	20,371	19,381
中間純利益	60,715	31,944	28,771

(注) 1. 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.63	1.45	△0.17
貸出金利回	1.44	1.50	0.05
有価証券利回	2.38	1.69	△0.68
(2) 資金調達利回	0.42	0.57	0.14
預金等利回	0.39	0.56	0.17
(3) 資金粗利鞘	—	1.20	△0.31

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

### 3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	14.67	12.58	△2.09
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	14.67	12.58	△2.09
業務純益ベース	14.50	12.37	△2.12
中間純利益ベース	7.69	5.11	△2.57

(注)

$$ROE = \frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\left\{ \left( \frac{\text{期首純資産} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{\text{の部合計}} \right) + \left( \frac{\text{期末純資産} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{\text{の部合計}} \right) \right\} \div 2} \times 100$$

#### 4. 預金・貸出金等の状況(単体)

##### (1) 信託勘定

##### 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	1,386,986	1,154,687	232,298
		平残	1,484,604	1,213,994	270,609
	貸付信託	末残	293,603	169,572	124,031
		平残	334,336	201,081	133,254
	合計	末残	1,680,590	1,324,259	356,330
		平残	1,818,940	1,415,076	403,864
貸出金	金銭信託	末残	160,953	145,226	15,726
		平残	166,199	149,159	17,039
	貸付信託	末残			
		平残			
	合計	末残	160,953	145,226	15,726
		平残	166,199	149,159	17,039

##### 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,106,268	962,827	143,440
法人	574,291	361,426	212,865
その他	29	5	24
合計	1,680,590	1,324,259	356,330

##### 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	88,800	81,871	6,928
うち住宅ローン残高	87,743	81,045	6,697
うちその他ローン残高	1,056	825	230

##### 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	248,513	199,337	49,176
総貸出金残高	百万円	292,520	231,155	61,365
中小企業等貸出金比率	/ %	84.95	86.23	1.27
中小企業等貸出先件数	件	147,580	115,424	32,156
総貸出先件数	件	147,609	115,446	32,163
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.98	99.98	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## (2) 銀行勘定

## 預金・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	未残	11,715,224	12,993,042	1,277,818
	平残	11,796,555	12,612,152	815,597
貸出金	未残	9,768,602	9,600,573	168,028
	平残	9,636,802	9,530,405	106,397

## 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	8,139,520	8,875,784	736,264
法人その他	2,596,908	3,059,589	462,681
合計	10,736,428	11,935,374	1,198,946

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,064,600	1,041,137	23,462
うち住宅ローン残高	1,040,702	1,020,893	19,808
うちその他ローン残高	23,897	20,244	3,653

## 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	4,710,971	4,637,140	73,831
総貸出金残高	百万円	9,456,024	9,269,353	186,670
中小企業等貸出金比率	/ %	49.81	50.02	0.20
中小企業等貸出先件数	件	97,158	89,794	7,364
総貸出先件数	件	98,481	91,007	7,474
中小企業等貸出先件数比率	/ %	98.65	98.66	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。



5 . 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)  
 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	153	244,498	149	241,380
計	153	244,498	149	241,380

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	412,315	412,315
	利益剰余金	508,952	528,533
	自己株式( )		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	17,367	
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定	2,773	4,157
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	14,534	115,669
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		100,000
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額( )		917
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,245,488	1,375,722
	繰延税金資産の控除金額( )(注1)		
計 (A)	1,245,488	1,375,722	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)		100,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	259,462	6,937
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,183	927
	一般貸倒引当金	69	62
	適格引当金が期待損失額を上回る額	12,641	
	負債性資本調達手段等	369,900	291,600
	うち永久劣後債務(注3)	91,100	42,900
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	278,800	248,700
	計	640,890	297,672
うち自己資本への算入額 (B)	640,890	297,672	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
うち自己資本への算入額 (C)			
控除項目	控除項目(注5) (D)	35,912	37,911
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,850,466	1,635,482

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	10,482,203	10,020,013
	オフ・バランス取引等項目	1,224,360	1,672,410
	信用リスク・アセットの額 (F)	11,706,563	11,692,424
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	228,984	225,765
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	18,318	18,061
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	963,430	925,115
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	77,074	74,009
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	12,898,978	12,843,305	
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100(%)		14.34	12.73
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100(%)		9.65	10.71

(注) 1. 平成19年9月30日の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は373,646百万円であります。

また、平成20年9月30日の「繰延税金資産の純額に相当する額」は71,182百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は275,144百万円であります。

2. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	324,279	324,279
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	250,619	250,619
	その他資本剰余金	161,695	161,695
	利益準備金	73,714	73,714
	その他利益剰余金	395,446	414,348
	その他	△23	100,263
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	17,367	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額(△)	—	817
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,188,364	1,324,103
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	1,188,364	1,324,103	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	—	100,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	257,879	5,948
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	△1,183	△927
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	12,442	—
	負債性資本調達手段等	369,900	291,600
	うち永久劣後債務(注3)	91,100	42,900
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	278,800	248,700
	計	639,037	296,621
うち自己資本への算入額 (B)	639,037	296,621	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目 (D)	控除項目(注5)	25,089	25,016
自己資本額 (E)	(A) + (B) + (C) - (D)	1,802,312	1,595,708
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	10,481,739	10,046,006
	オフ・バランス取引等項目	1,252,215	1,629,338
	信用リスク・アセットの額 (F)	11,733,954	11,675,345
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H) / 8%	194,900	193,370
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	15,592	15,469
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (J) / 8%	890,517	828,112
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	71,241	66,248
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	12,819,371	12,696,827	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)	14.05	12.56	
(参考)Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)	9.27	10.42	

- (注) 1. 平成19年9月30日の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は356,509百万円であります。
- また、平成20年9月30日の「繰延税金資産に相当する額」は69,443百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は264,820百万円であります。
2. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(国際統一基準)及び単体自己資本比率(国際統一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

	[ 1 ]
発行体	MUTB Preferred Capital Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,000億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成20年9月2日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

- (i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

- 当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

- 決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	117	131
危険債権	709	340
要管理債権	398	280
正常債権	99,366	98,174

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

規制緩和の進展に伴い金融機関を取り巻く競争環境が一段と激化する中、信託業界においても業界の垣根を越えた競争の激化が予想されることに加え、内外金融・資本市場や経済環境の先行きに対する不透明感が高まるなど、当社グループを取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況のもとで、当社グループは、経営統合効果の早期実現とシステム最終統合の完遂に全力を尽くすとともに、お客さまや社会から強く支持される総合金融グループを目指すMUF Gグループの中核として、専門性を一層発揮し、より質の高い、競争力のある商品やサービスの開発ならびに新たな市場やチャネルの開拓によるお客さまへの商品提供機会の拡大に注力してまいります。

加えて、MUF Gグループにおいて導入している「連結事業本部制度」を通じ、銀行、信託および証券の各機能を最大限に活用することで、総合金融グループとしてのシナジーを追求していく所存であります。

また、当社および当社グループ各社は、「基本戦略の柱」として掲げる4つの基本戦略の推進による「目指すべき姿」の実現に全力を挙げて取り組んでまいります。

<目指すべき姿>

高度なサービス・機能と新たなマーケットを追求するリーディング・トラストバンク

<基本戦略の柱>

顧客志向のビジネスモデル構築・信託プロダクトNo.1の実現・持続的成長の追求・

信頼と信用の確立

併せて、全社的なコストマネジメントの実施を通じたコストの最適化や、合併に伴うコスト削減効果の実現に向けた取り組みを継続する一方で、成長分野、戦略分野には積極的に資源投入するなど、経営資源の最適化・効率化を図ってまいります。

また、昨年9月に施行された金融商品取引法への対応を初めとした各種法令・制度改正への対応の厳格化など、コンプライアンスの徹底とリスク管理の一層の高度化を引き続き推進するとともに、信託銀行として求められる高度な企業倫理を果たすべく、コーポレート・ガバナンスや内部管理態勢の強化を図ってまいります。

さらに、CSRを重視した経営の実践により、企業活動を通じた社会問題や環境問題への取り組みを積極的に展開するとともに、持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指していく所存でございます。



4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、改修、更改および除却のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(1) 新設・改修・更改  
信託銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	変更の内容
当社	本店他	東京都 千代田区他	新設・ 更改	事務機械	危機管理関連投資等の計画の見直しに伴い、投資予定金額を7,875百万円から4,236百万円に変更いたしました。

(注) 上記設備計画の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

金融関連業その他  
該当事項なし。

(2) 除却  
該当事項なし。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
第一回第三種優先株式	1,000
第二回第三種優先株式	175,300,000
計	4,675,301,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,338,575,421	同左	非上場・非登録	(注1)
第一回第三種 優先株式	1,000	同左	非上場・非登録	(注3)
第二回第三種 優先株式	33,700,000	11,300,000	非上場・非登録	(注3)
計	3,372,276,421	3,349,876,421	—	—

(注) 1. 普通株式は議決権を有しております。

2. 当中間会計期間中に、第二回第三種優先株式22,400,000株について取得請求があり、普通株式61,185,468株を発行しました。なお、当該取得請求により、自己株式として当社が保有していた第二回第三種優先株式は、平成20年10月29日付で全て消却しました。

3. 第一回第三種優先株式および第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(優先株主という。)に対し、普通株式を有する株主(普通株主という。)に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(当該配当により支払われる金銭を優先配当金という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

・第一回第三種優先株式 1株につき年5円30銭

・第二回第三種優先株式 1株につき年11円50銭

ある事業年度において、優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### (2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(当該配当により支払われる金銭を優先中間配当金という。)を行う。

・第一回第三種優先株式 1株につき2円65銭

・第二回第三種優先株式 1株につき5円75銭

##### (3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、次に定める額を支払う。

・第一回第三種優先株式 1株につき1,000円

・第二回第三種優先株式 1株につき1,000円

優先株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

- (4) 株式の併合または分割、募集株式等の割当てを受ける権利等  
 優先株式について株式の併合または分割は行わない。  
 優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。  
 優先株主には、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (5) 取得請求権  
 第一回第三種優先株主および第二回第三種優先株主は、後記(8)ないし(9)に定める第一回第三種優先株式または第二回第三種優先株式(以下、第三種優先株式という。)の取得を請求し得べき期間中、後記(8)ないし(9)に定める取得の条件で、当社が第三種優先株式を取得するのと引き換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
- (6) 一斉取得  
 第三種優先株式の取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第三種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下、一斉取得日という。)をもって、当社が取得し、これと引き換えに、1株につき1,000円を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に0.7を乗じて得られる数値の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が第一回第三種優先株式においては369円20銭を、第二回第三種優先株式においては365円80銭を下回る場合は、それぞれ1株につき1,000円を当該各金額で除して得られる数の普通株式を交付する。前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (7) 優先順位  
 第三種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (8) 第一回第三種優先株式(優先配当額5円30銭、優先中間配当額2円65銭)についての取得の定め及び一斉取得日  
 取得を請求し得べき期間  
 本優先株式発行の日から平成26年7月31日まで  
 取得の条件  
 本優先株式は下記の取得の条件により当社が本優先株式を取得するのと引き換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
- イ. 当初取得価額  
 422円60銭
- ロ. 取得価額の修正  
 取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「完全親会社」という。)の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のある日(以下本項において「取引日」という。))でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値に0.7を乗じた価額の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日(以下「効力発生日」という。))において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。  
 ただし、それぞれの算出金額が422円60銭(ただし、下記ハ. の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。  
 なお、修正計算期間において、下記ハ. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハ. に準じて調整される。
- ハ. 取得価額の調整  
 a. 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合(当会社の普通株式の交付と引き換えに当会社により取得される証券の取得による場合、または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ii. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
  - iii. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)のすべてについての取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
  - b. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
  - c. また、完全親会社において上記ハ. a. または b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当会社取締役会が適当と判断する調整を行う。
  - d. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に0.7を乗じた価額の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
なお、上記45取引日の間に、上記ハ. a.、b. または c. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記ハ. a.、b. または c. に準じて調整される。
  - e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、当会社の有する普通株式数を除く。)とする。
  - f. 取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、上記ハ. a. i. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記ハ. a. ii. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円、上記ハ. a. iii. の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
  - g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる時は、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- ニ. 取得と引き換えに交付すべき普通株式数  
本優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引き換えに交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

取得と引き換えに交付する普通株式の内容

当会社普通株式

一斉取得

取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当会社が取得し、これと引き換えに、1株につき1,000円を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に0.7を乗じて得られる数値の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が369円20銭を下回るときは、1株につき1,000円を369円20銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。

- (9) 第二回第三種優先株式(優先配当額11円50銭、優先中間配当額5円75銭)についての取得の定め及び一斉取得日

取得を請求し得べき期間

本優先株式発行の日から平成21年7月31日まで

取得の条件

本優先株式は下記の取得の条件により当会社が本優先株式を取得するのと引き換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ. 当初取得価額

366円10銭

ロ. 取得価額の修正

取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(ただし、当該日が東京証券取引所において、完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「完全親会社」という。)の普通株式の普通取引の最終売買価格のある日(以下本項において「取引日」という。)でない場合にはその直前の取引日。以下それぞれ「決定日」という。)(当日も含む。)に終了する、30取引日(以下「修正計算期間」という。)の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価に0.7を乗じた価額の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日(以下「効力発生日」という。)において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。

ただし、それぞれの算出金額が366円10銭(ただし、下記ハ.の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。

上記において、完全親会社の普通株式の出来高加重平均株価に0.7を乗じた価額の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloombergl. P.)が当該日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エークューアール」(J T E q u i t y A Q R)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という。)で発表する東京証券取引所における完全親会社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値(ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記ハ.の調整に準じて調整される。)に0.7を乗じた価額の算術平均値(1円未満は切り上げる。)で当会社が算出したものをいう。

ハ. 取得価額の調整

- a. 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- i. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または当会社の有する普通株式を処分する場合(当会社の普通株式の交付と引き換えに当会社により取得される証券の取得による場合、または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ii. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
  - iii. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)のすべてについての取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
  - b. 前項各号に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
  - c. また、完全親会社において上記ハ. a. または b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当会社取締役会が適当と判断する調整を行う。
  - d. 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に0.7を乗じた価額の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
なお、上記45取引日の間に、上記ハ. a.、b. または c. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記ハ. a.、b. または c. に準じて調整される。
  - e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、当会社の有する普通株式数を除く。)とする。
  - f. 取得価額調整式に使用する1株当たり払込金額とは、上記ハ. a. i. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記ハ. a. ii. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円、上記ハ. a. iii. の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式もしくは当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引き換えに取得される証券(権利)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
  - g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる時は、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- ニ. 取得と引き換えに交付すべき普通株式数  
本優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引き換えに交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

取得と引き換えに交付する普通株式の内容

当会社普通株式

一斉取得

取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が取得し、これと引き換えに、1株につき1,000円を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)に0.7を乗じて得られる数値の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が365円80銭を下回るときは、1株につき1,000円を365円80銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。

(10) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金が支払われる旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金が支払われる旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時までは議決権を有する。



(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	61,185	3,372,276	—	324,279,038	—	250,619,488

(注) 1. 平成20年9月30日 発行済株式総数の増加は、第二回第三種優先株式22,400,000株の取得請求に伴い、普通株式61,185,468株を発行したことによるものであります。

2. 平成20年10月29日付で、自己株式として当社が保有していた第二回第三種優先株式22,400,000株を消却したことにより、発行済株式総数、資本金および資本準備金は次のとおりとなりました。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月29日	△22,400	3,349,876	—	324,279,038	—	250,619,488

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,338,575	100.00

第一回第三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	1	100.00

第二回第三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	11,300	33.53

(注) 上記のほか、当社が保有する自己株式22,400,000株があり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は66.46%になります。なお、当該自己株式は平成20年10月29日付で消却しており、消却後の発行済株式全株を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが所有しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	1,000	—	第一回第三種優先株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
	33,700,000	—	第二回第三種優先株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	3,338,575,000	3,338,575	普通株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
単元未満株式	421	—	普通株式 内容は、1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載のとおりで あります。
発行済株式総数	3,372,276,421	—	—
総株主の議決権	—	3,338,575	—

(注) 上記無議決権株式のうち、第二回第三種優先株式22,400,000株は、自己株式として当社が保有しております。  
なお、当該優先株式は、平成20年10月29日付で消却しました。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱UFJ信託銀行 株式会社	東京都千代田区 丸の内1-4-5	22,400,000	—	22,400,000	0.66
計	—	22,400,000	—	22,400,000	0.66

上記以外に自己株式等は該当ありません。

2 【株価の推移】

該当事項なし。

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されておりません。

### 3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項なし。

(2) 退任役員

該当事項なし。

(3) 役職の異動

取締役および監査役には役職の異動はありません。

(注) 執行役員役職の異動は次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員 リテール企画推進部長	執行役員 リテール企画部長	鈴木久美	平成20年10月2日

## 第5 【経理の状況】

1．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号 以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号 以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	1,029,644	2,398,412	1,537,096
コールローン及び買入手形	352,900	273,115	196,309
買現先勘定	-	8,868	-
債券貸借取引支払保証金	339,281	205,525	300,803
買入金銭債権	75,791	53,293	63,388
特定取引資産	8 216,544	8 280,470	8 275,131
金銭の信託	467	3,007	3
有価証券	1, 2, 8, 15 6,573,603	1, 2, 8, 15 7,121,591	1, 2, 8, 15 7,251,895
投資損失引当金	736	985	829
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 9,757,844	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 9,592,156	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 9,769,422
外国為替	7,974	16,190	11,454
その他資産	926,742	785,491	866,891
有形固定資産	10, 11, 12 186,241	10, 11, 12 179,837	10, 11, 12 182,624
無形固定資産	76,748	81,766	78,936
繰延税金資産	3,369	71,700	17,484
支払承諾見返	265,366	655,084	252,494
貸倒引当金	135,255	89,968	101,640
<b>資産の部合計</b>	<b>19,676,527</b>	<b>21,635,558</b>	<b>20,701,464</b>
<b>負債の部</b>			
預金	8 11,904,581	8 13,148,316	8 12,415,021
譲渡性預金	1,794,350	2,334,061	2,015,367
コールマネー及び売渡手形	141,260	80,000	70,629
売現先勘定	8 55,343	8 909,516	8 406,270
債券貸借取引受入担保金	8 347,905	8 66,999	8 475,367
特定取引負債	31,382	42,965	52,660
借入金	8, 13 461,880	8, 13 511,354	8, 13 1,244,563
外国為替	9	21	108
短期社債	110,300	210,700	231,700
社債	14 273,900	14 213,400	14 267,000
信託勘定借	1,592,480	1,338,192	1,462,822
その他負債	1,003,590	742,016	388,429
賞与引当金	6,113	5,779	6,236
役員賞与引当金	-	29	86
退職給付引当金	2,488	2,700	2,607
役員退職慰労引当金	149	205	216
偶発損失引当金	7,538	6,998	6,532
繰延税金負債	84,278	518	1,411
再評価に係る繰延税金負債	10 7,630	10 7,319	10 7,614
支払承諾	265,366	655,084	252,494
<b>負債の部合計</b>	<b>18,090,549</b>	<b>20,276,180</b>	<b>19,307,140</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	324,279	324,279	324,279
資本剰余金	412,315	412,315	412,315
利益剰余金	508,952	528,533	546,596
株主資本合計	1,245,547	1,265,128	1,283,191
その他有価証券評価差額金	343,072	983	112,561
繰延ヘッジ損益	9,888	9,023	6,095
土地再評価差額金	10 10,260	10 9,380	10 10,170
為替換算調整勘定	2,773	4,157	848
評価・換算差額等合計	325,697	21,577	95,447
少数株主持分	14,733	115,826	15,686
純資産の部合計	1,585,978	1,359,377	1,394,324
負債及び純資産の部合計	19,676,527	21,635,558	20,701,464

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	372,802	336,403	720,326
信託報酬	66,102	57,132	127,299
資金運用収益	192,078	167,639	353,393
(うち貸出金利息)	79,897	76,762	159,162
(うち有価証券利息配当金)	90,669	72,199	151,143
役務取引等収益	89,106	73,809	165,976
特定取引収益	3,292	4,168	5,084
その他業務収益	7,582	27,279	45,297
その他経常収益	※1 14,640	※1 6,373	※1 23,275
経常費用	270,891	281,410	536,662
資金調達費用	84,906	87,706	176,381
(うち預金利息)	43,563	45,934	87,507
役務取引等費用	6,678	7,706	14,051
特定取引費用	50	3,419	—
その他業務費用	23,410	25,986	68,394
営業経費	125,072	129,574	240,741
その他経常費用	※2 30,773	※2 27,016	※2 37,093
経常利益	101,911	54,992	183,664
特別利益	5,378	1,895	27,984
固定資産処分益	1,113	738	1,933
貸倒引当金戻入益	—	—	18,674
償却債権取立益	3,401	1,157	5,506
偶発損失引当金戻入益	863	—	1,869
特別損失	1,661	3,375	2,388
固定資産処分損	1,245	1,609	1,903
減損損失	416	1,765	485
税金等調整前中間純利益	105,627	53,513	209,260
法人税、住民税及び事業税	1,774	1,669	3,631
法人税等調整額	40,155	20,251	85,445
法人税等合計		21,920	
少数株主利益	896	856	2,133
中間純利益	62,800	30,736	118,049

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	324,279	324,279	324,279
当中間期末残高	324,279	324,279	324,279
資本剰余金			
前期末残高	530,334	412,315	530,334
当中間期変動額			
剰余金の配当	△118,018	—	△118,018
当中間期変動額合計	△118,018	—	△118,018
当中間期末残高	412,315	412,315	412,315
利益剰余金			
前期末残高	471,989	546,596	471,989
当中間期変動額			
剰余金の配当	△25,822	△48,010	△43,190
中間純利益	62,800	30,736	118,049
土地再評価差額金の取崩	△14	△788	△104
持分法適用会社の増加に伴う減少	—	—	△147
当中間期変動額合計	36,963	△18,062	74,607
当中間期末残高	508,952	528,533	546,596
株主資本合計			
前期末残高	1,326,602	1,283,191	1,326,602
当中間期変動額			
剰余金の配当	△143,841	△48,010	△161,209
中間純利益	62,800	30,736	118,049
土地再評価差額金の取崩	△14	△788	△104
持分法適用会社の増加に伴う減少	—	—	△147
当中間期変動額合計	△81,055	△18,062	△43,411
当中間期末残高	1,245,547	1,265,128	1,283,191



(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	417,489	112,561	417,489
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△74,416	△111,578	△304,927
当中間期変動額合計	△74,416	△111,578	△304,927
当中間期末残高	343,072	983	112,561
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△6,859	△6,095	△6,859
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,029	△2,927	763
当中間期変動額合計	△3,029	△2,927	763
当中間期末残高	△9,888	△9,023	△6,095
土地再評価差額金			
前期末残高	△10,329	△10,170	△10,329
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	69	790	159
当中間期変動額合計	69	790	159
当中間期末残高	△10,260	△9,380	△10,170
為替換算調整勘定			
前期末残高	749	△848	749
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,024	△3,308	△1,597
当中間期変動額合計	2,024	△3,308	△1,597
当中間期末残高	2,773	△4,157	△848
評価・換算差額等合計			
前期末残高	401,049	95,447	401,049
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△75,352	△117,024	△305,602
当中間期変動額合計	△75,352	△117,024	△305,602
当中間期末残高	325,697	△21,577	95,447
少数株主持分			
前期末残高	10,777	15,686	10,777
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,956	100,140	4,909
当中間期変動額合計	3,956	100,140	4,909
当中間期末残高	14,733	115,826	15,686

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	1,738,429	1,394,324	1,738,429
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△143,841	△48,010	△161,209
中間純利益	62,800	30,736	118,049
土地再評価差額金の取崩	△14	△788	△104
持分法適用会社の増加に伴う減少	—	—	△147
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△71,395	△16,884	△300,693
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>△152,451</b>	<b>△34,946</b>	<b>△344,104</b>
当中間期末残高	1,585,978	1,359,377	1,394,324

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	105,627	53,513	209,260
減価償却費	20,557	18,335	39,802
減損損失	416	1,765	485
負ののれん償却額	△748	—	△748
持分法による投資損益 (△は益)	△1,421	△299	△1,359
貸倒引当金の増減 (△)	11,382	△11,663	△20,877
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	159	156	256
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△38	△439	84
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△90	△56	△4
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	554	92	673
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	13	△10	79
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△2,077	465	△3,082
資金運用収益	△192,078	△167,639	△353,393
資金調達費用	84,906	87,706	176,381
有価証券関係損益 (△)	20,860	9,660	40,340
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	237	△4	493
為替差損益 (△は益)	△9,574	△5,694	140,534
固定資産処分損益 (△は益)	131	871	△30
特定取引資産の純増 (△) 減	21,484	△5,365	△37,219
特定取引負債の純増減 (△)	△1,951	△9,695	19,375
貸出金の純増 (△) 減	76,305	177,247	△48,455
預金の純増減 (△)	△4,552	747,224	515,292
譲渡性預金の純増減 (△)	70,267	318,693	291,283
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△439,453	△732,875	346,623
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△13,180	△350,883	△213,809
コールローン等の純増 (△) 減	△156,262	△75,580	12,730
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△94,086	82,226	△67,313
コールマネー等の純増減 (△)	△313,687	512,616	84,108
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	19,391	△395,316	158,510
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△2,770	△4,735	△6,250
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△582	△87	△483
短期社債 (負債) の純増減 (△)	28,400	△21,000	149,800
信託勘定借の純増減 (△)	50,031	△124,630	△79,626
資金運用による収入	150,700	166,611	299,655
資金調達による支出	△79,188	△76,634	△163,930
その他	25,187	△26,826	△16,552
小計	△625,131	167,748	1,472,636
法人税等の支払額	△4,720	△1,415	△7,553
営業活動によるキャッシュ・フロー	△629,851	166,333	1,465,082

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△4,804,425	△5,598,313	△12,356,216
有価証券の売却による収入	3,431,435	4,550,856	7,919,984
有価証券の償還による収入	2,083,194	1,430,846	3,421,382
金銭の信託の増加による支出	△4,000	△3,000	△13,000
金銭の信託の減少による収入	12,855	1	22,062
有形固定資産の取得による支出	△4,520	△5,643	△7,910
有形固定資産の売却による収入	2,644	1,992	3,944
無形固定資産の取得による支出	△10,982	△14,292	△24,515
無形固定資産の売却による収入	—	—	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	89,616	—	89,616
投資活動によるキャッシュ・フロー	795,817	362,446	△944,652
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入金返済による支出	△3,000	—	△6,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	14,000
劣後特約付社債の償還による支出	△38,700	△53,600	△59,600
リース債務の返済による支出	—	△3	—
少数株主からの払込みによる収入	—	100,189	—
配当金の支払額	△143,841	△48,010	△161,209
少数株主への配当金の支払額	△2	△899	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△185,544	△2,324	△212,811
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,249	△8,832	△3,244
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△15,327	517,622	304,374
現金及び現金同等物の期首残高	431,272	726,950	431,272
会社分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	—	△8,695
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 415,944	※1 1,244,573	※1 726,950

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 25社                      主要な会社名                      日本マスタートラスト信託銀行株式会社                      エム・ユー投資顧問株式会社                      三菱UFJ不動産販売株式会社                      Mitsubishi UFJ Trust International Limited                      Mitsubishi UFJ Trust &amp; Banking Corporation(U.S.A)                      Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.                      Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. 及びMUGC Lux Management S.A. は、平成19年4月、株式の取得により、菱託企業管理諮詢(上海)有限公司は、平成19年7月、設立により連結の範囲に含めております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>(追加情報)                      財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。                      なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準適用指針第15号)が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しておりますが、当該特別目的会社の開示に関し、重要性が乏しいもので</p>	<p>連結子会社 27社                      主要な会社名                      日本マスタートラスト信託銀行株式会社                      エム・ユー投資顧問株式会社                      三菱UFJ不動産販売株式会社                      Mitsubishi UFJ Trust International Limited                      Mitsubishi UFJ Trust &amp; Banking Corporation(U.S.A)                      Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.                      日本シェアホルダーサービズ株式会社は関連会社からの異動により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。また、MUTB Preferred Capital Limited は、平成20年7月、設立により連結の範囲に含めております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>当社は、当社の保有する金融資産の流動化を目的として、開示対象特別目的会社(1社)を利用してありますが、重要性が乏しいため、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額等の記載を省略しております。</p>	<p>連結子会社 25社                      会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. 及びMUGC Lux Management S.A. は、平成19年4月、株式の取得により、菱託企業管理諮詢(上海)有限公司は、平成19年7月、三菱UFJグローバルカストディ・ジャパン株式会社は、平成20年1月、設立により連結の範囲に含めております。                      また、TTB Finance Cayman Limitedは、平成20年3月、清算により連結の範囲から除外しております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>(追加情報)                      財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。                      なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準適用指針第15号)が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しておりますが、当該特別目的会社の開示に関し、重要性が乏しいものであるため注記を省略しておりま</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	あるため注記を省略しております。		す。
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 9社</p> <p>主要な会社名 三菱UFJ投信株式会社 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社 Mitsubishi UFJ Asset Management (HK) Limited は、平成19年6月、設立により持分法適用の関連会社を含めております。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <p>MU Japan Fund PLC MU Japan Fund PLC は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>持分法適用の関連会社 9社</p> <p>主要な会社名 三菱UFJ投信株式会社 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社 日本シェアホルダーサービス株式会社は子会社への異動により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間から持分法の対象から除いております。</p> <p>株式会社両国シティコアにつきましては、議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>持分法適用の関連会社 10社</p> <p>会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>Mitsubishi UFJ Asset Management (HK) Limitedは、平成19年6月、設立により持分法適用の関連会社を含めておりますが、平成19年12月、Mitsubishi UFJ Investment Services (HK) Limitedに社名変更しております。MU Japan Fund PLCは、連結財務諸表の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)に与える影響を勘案し、当連結会計年度から持分法の対象としております。</p> <p>株式会社両国シティコアにつきましては、議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	株式会社両国シティコア につきましては、議決権の 百分の二十以上百分の五十 以下を自己の計算において 所有しておりますが、土地 信託事業において受益者の ために信託建物を管理する 目的で設立された管理会社 であり、傘下に入れる目的 で設立されたものではない ことから、関連会社として 取り扱っておりません。		
3. 連結子会社の(中 間)決算日等に関する 事項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 6月末日 10社 9月末日 15社  (2) 6月末日を中間決算日 とする子会社10社のうち 1社は、9月末日現在で 実施した仮決算に基づく 財務諸表により、またそ の他の連結子会社は、そ れぞれの中間決算日の財 務諸表により連結してお ります。 なお、中間連結決算日 と上記の中間決算日等と の間に生じた重要な取引 については、必要な調整 を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 6月末日 10社 7月24日 1社 9月末日 16社  (2) 連結子会社は、それぞ れの中間決算日の財務諸 表により連結しておりま す。 なお、中間連結決算日 と上記の中間決算日との 間に生じた重要な取引に ついては、必要な調整を 行っております。	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 10社 3月末日 15社  (2) 連結子会社は、それぞ れの決算日の財務諸表に より連結しております。 なお、連結決算日と上 記の決算日との間に生じ た重要な取引については、 必要な調整を行って おります。
4. 会計処理基準に関 する事項	(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準 金利、通貨の価格、有 価証券市場における相場 その他の指標に係る短期 的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る 等の目的(以下「特定取 引目的」という)の取引 については、取引の約定 時点を基準とし、中間連 結貸借対照表上「特定取 引資産」及び「特定取引 負債」に計上するととも に、当該取引からの損益 (利息、売却損益及び評 価損益)を中間連結損益 計算書上「特定取引収 益」及び「特定取引費 用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準 金利、通貨の価格、金 融商品市場における相場 その他の指標に係る短期 的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る 等の目的(以下「特定取 引目的」という)の取引 については、取引の約定 時点を基準とし、中間連 結貸借対照表上「特定取 引資産」及び「特定取引 負債」に計上するととも に、当該取引からの損益 (利息、売却損益及び評 価損益)を中間連結損益 計算書上「特定取引収 益」及び「特定取引費 用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準 金利、通貨の価格、有 価証券市場における相場 その他の指標に係る短期 的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る 等の目的(以下「特定取 引目的」という)の取引 については、取引の約定 時点を基準とし、連結貸 借対照表上「特定取引資 産」及び「特定取引負 債」に計上するととも に、当該取引からの損益 (利息、売却損益及び評 価損益)を連結損益計算 書上「特定取引収益」及 び「特定取引費用」に計 上しております。 特定取引資産及び特定

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。	特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。	取引負債の評価は時価法により行っております。
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～15年</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 4年～15年</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、主として定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～15年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産及び無形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。</p>	<p>1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ309百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ527百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68,350百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,678百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,834百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	—————	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。		
	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(13)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、	(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、	(15)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要</p>	<p>金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えて</p>	<p>金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えて</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,376百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,005百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ</p>	<p>素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は641百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,014百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ</p>	<p>素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は937百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,488百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰</p>	<p>取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	は繰延処理を行っております。		延処理を行っております。
	(14) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した中間連結会計期間の費用に計上しております。	(15) 消費税等の会計処理 同左	(16) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。
	(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	—————	—————
	(16) 手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(16) 手形割引及び再割引の会計処理 同左	(17) 手形割引及び再割引の会計処理 同左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	—
—	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	—

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日 内閣府令第76号)により改正され、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金は、「役員退職慰労引当金」に区分して表示しております。</p> <p>なお、「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は、前連結会計年度末136百万円、前中間連結会計期間末131百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は、前連結会計年度△5百万円、前中間連結会計期間△10百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式15,366百万円及び出資金954百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に538百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,714百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは170,477百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,916百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,416百万円、延滞債権額は80,885百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式17,786百万円及び出資金422百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に794百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付に供している有価証券は1,047,443百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは149,234百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,019百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,402百万円、延滞債権額は40,624百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式19,109百万円及び出資金673百万円を含んでおります。 なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は799百万円であります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に942百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは104,764百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,942百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,352百万円、延滞債権額は53,499百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,129百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,562百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,994百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は92,131百万円であります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は277,812百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 274,068百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 借入金 260,800百万円</p>	<p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は567百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27,493百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,087百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は70,955百万円あります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は194,926百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 413,480百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 借入金 291,612百万円</p>	<p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,446百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,909百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,207百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は78,163百万円あります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は380,773百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 1,143,306百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 15,028百万円</p> <p>借入金 1,033,700百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,982,327百万円及び貸出金208,288百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は398,956百万円であり、対応する売現先勘定は55,343百万円、債券貸借取引受入担保金は346,196百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,529,212百万円及び貸出金145,876百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は14,977百万円、有価証券は958,417百万円であり、対応する売現先勘定は909,516百万円、債券貸借取引受入担保金は66,999百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,025,838百万円及び貸出金156,540百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は14,981百万円、有価証券は864,961百万円であり、対応する売現先勘定は406,270百万円、債券貸借取引受入担保金は475,240百万円であります。</p>
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,100,484百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,409,802百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,155,663百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産</p>	<p>※10. 同左</p>	<p>※10. 同左</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>11.有形固定資産の減価償却累計額 145,923百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 6,818百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金126,000百万円が含まれております。</p> <p>14.社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は17,127百万円であります。</p> <p>16.当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,386,986百万円、貸付信託293,603百万円であります。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 147,639百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金123,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 同左</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,055百万円であります。</p> <p>16.当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,154,687百万円、貸付信託169,572百万円であります。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 147,919百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 7,622百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金123,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 同左</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は14,840百万円であります。</p> <p>16.当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,277,958百万円、貸付信託231,508百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益8,148百万円、持分法投資利益1,421百万円及び貸出債権等の売却に係る利益1,373百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却12,585百万円及び貸倒引当金繰入額12,539百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益3,416百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却19,680百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益13,990百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、株式等償却28,124百万円を含んでおります。</p>



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,277,389			3,277,389	
第一回第三種 優先株式	1			1	
第二回第三種 優先株式	113,200		79,500	33,700	注
合計	3,390,590		79,500	3,311,090	
自己株式					
第二回第三種 優先株式	79,500		79,500		注
合計	79,500		79,500		

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の減少79,500千株は、消却による減少であります。

なお、当該株式については取得の対価として普通株式を交付しているため、中間連結株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	118,018	36.01	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	普通株式	25,629	7.82	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第二回第三種 優先株式	193	5.75	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日  
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 11月21日 取締役会	普通株式	17,173	利益剰余金	5.24	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第二回第三種 優先株式	193	利益剰余金	5.75	平成19年9月30日	平成19年11月22日

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,277,389	61,185		3,338,575	
第一回第三種 優先株式	1			1	
第二回第三種 優先株式	33,700			33,700	注
合計	3,311,090	61,185		3,372,276	
自己株式					
第二回第三種 優先株式			22,400	22,400	注
合計			22,400	22,400	

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加61,185千株は、第二回第三種優先株式の取得請求により発行交付したものであります。当該取得請求に応じたことにより、当社は第二回第三種優先株式の自己株式22,400千株を取得しております。

なお、当該優先株式は、平成20年10月29日付で消却しております。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	47,817	14.59	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第二回第三種 優先株式	193	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月26日

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,277,389			3,277,389	注
第一回第三種 優先株式	1			1	
第二回第三種 優先株式	113,200		79,500	33,700	注
合計	3,390,590		79,500	3,311,090	
自己株式					
第二回第三種 優先株式	79,500		79,500		注
合計	79,500		79,500		

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の減少79,500千株は、消却による減少であります。

なお、当該株式については取得の対価として普通株式を交付しているため、連結株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	118,018	36.01	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	普通株式	25,629	7.82	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第二回第三種 優先株式	193	5.75	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	17,173	5.24	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種 優先株式	0	2.65	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第二回第三種 優先株式	193	5.75	平成19年9月30日	平成19年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	47,817	利益剰余金	14.59	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種 優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第二回第三種 優先株式	193	利益剰余金	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月26日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 1,029,644 定期性預け金 △613,699 譲渡性預け金 — 現金及び現金同等物 415,944	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 2,398,412 定期性預け金 △1,148,838 譲渡性預け金 △5,000 現金及び現金同等物 1,244,573	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 1,537,096 定期性預け金 △810,146 譲渡性預け金 — 現金及び現金同等物 726,950

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																		
	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務機械、自動車であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																			
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="167 1131 566 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,407</td> <td>22</td> <td>2,429</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,570</td> <td>18</td> <td>1,588</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>837</td> <td>3</td> <td>841</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="215 1668 566 1769"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>451百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>390百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>841百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,407	22	2,429	減価償却累計額相当額	1,570	18	1,588	中間連結会計期間末残高相当額	837	3	841	1年内	451百万円	1年超	390百万円	合計	841百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="590 1131 981 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,727</td> <td>10</td> <td>1,737</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,327</td> <td>10</td> <td>1,337</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>400</td> <td>0</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="630 1668 981 1769"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>219百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>400百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,727	10	1,737	減価償却累計額相当額	1,327	10	1,337	中間連結会計期間末残高相当額	400	0	400	1年内	219百万円	1年超	180百万円	合計	400百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1013 1131 1404 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,120</td> <td>10</td> <td>2,130</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,511</td> <td>8</td> <td>1,520</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>608</td> <td>1</td> <td>609</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1053 1668 1404 1769"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>363百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>246百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>609百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,120	10	2,130	減価償却累計額相当額	1,511	8	1,520	年度末残高相当額	608	1	609	1年内	363百万円	1年超	246百万円	合計	609百万円
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	2,407	22	2,429																																																																	
減価償却累計額相当額	1,570	18	1,588																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額	837	3	841																																																																	
1年内	451百万円																																																																			
1年超	390百万円																																																																			
合計	841百万円																																																																			
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	1,727	10	1,737																																																																	
減価償却累計額相当額	1,327	10	1,337																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額	400	0	400																																																																	
1年内	219百万円																																																																			
1年超	180百万円																																																																			
合計	400百万円																																																																			
	その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	2,120	10	2,130																																																																	
減価償却累計額相当額	1,511	8	1,520																																																																	
年度末残高相当額	608	1	609																																																																	
1年内	363百万円																																																																			
1年超	246百万円																																																																			
合計	609百万円																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払リース料 313百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額 313百万円</li> </ul> <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払リース料 196百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額 196百万円</li> </ul> <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払リース料 558百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額 558百万円</li> </ul> <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</p> <p>(貸手側) 該当する取引はありません。</p>
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 10,656百万円</li> <li>1年超 43,421百万円</li> <li><u>合計</u> 54,077百万円</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 73百万円</li> <li>1年超 401百万円</li> <li><u>合計</u> 474百万円</li> </ul>	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料</li> <li>1年内 10,173百万円</li> <li>1年超 33,186百万円</li> <li><u>合計</u> 43,360百万円</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料</li> <li>1年内 115百万円</li> <li>1年超 373百万円</li> <li><u>合計</u> 488百万円</li> </ul>	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 10,592百万円</li> <li>1年超 37,693百万円</li> <li><u>合計</u> 48,286百万円</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 115百万円</li> <li>1年超 390百万円</li> <li><u>合計</u> 506百万円</li> </ul>

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	663,087	669,135	6,048
地方債	75,694	76,592	898
社債	177,340	178,324	984
その他	2,574	2,600	26
外国債券	2,574	2,600	26
合計	918,697	926,654	7,956

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	843,737	1,435,806	592,068
債券	2,387,444	2,386,901	542
国債	2,200,643	2,199,622	1,021
地方債	9,569	9,646	76
社債	177,230	177,632	401
その他	1,752,898	1,731,303	21,594
外国株式	14,305	15,571	1,265
外国債券	1,268,406	1,247,798	20,608
その他	470,186	467,934	2,251
合計	4,984,080	5,554,011	569,931

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理しております。「時価が著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は1百万円(費用)であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	67,563
非上場債券	60,493

当中間連結会計期間末

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	727,178	735,892	8,713
地方債	69,002	69,672	669
社債	184,397	185,649	1,251
その他	105	105	0
外国債券	105	105	0
合計	980,684	991,319	10,635

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	806,432	981,294	174,862
債券	2,916,636	2,904,092	12,544
国債	2,714,997	2,703,480	11,517
地方債	7,936	7,966	29
社債	193,701	192,645	1,056
その他	2,312,368	2,161,674	150,694
外国株式	16,190	14,048	2,142
外国債券	1,626,837	1,580,055	46,781
その他	669,340	567,570	101,770
合計	6,035,437	6,047,060	11,623

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は21百万円(費用)であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	68,016
非上場債券	41,529



前連結会計年度末

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債及び「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	231,030	204

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	662,269	676,430	14,160	14,160	
地方債	71,844	73,073	1,229	1,229	
社債	175,294	177,929	2,634	2,634	
その他	114	113	0		0
外国債券	114	113	0		0
合計	909,522	927,547	18,025	18,025	0

- (注) 1. 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	826,242	1,078,658	252,416	309,660	57,244
債券	2,782,857	2,806,782	23,924	25,255	1,330
国債	2,620,400	2,642,906	22,506	22,914	408
地方債	10,327	10,485	158	158	0
社債	152,130	153,390	1,260	2,182	921
その他	2,435,152	2,355,546	79,606	23,696	103,302
外国株式	10,262	9,813	449	78	527
外国債券	1,825,355	1,812,817	12,537	18,648	31,186
その他	599,534	532,915	66,619	4,969	71,588
合計	6,044,252	6,240,987	196,734	358,611	161,876

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
3. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落      |
| 要注意先            | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先             | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は20百万円(費用)であります。

4. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	7,965,173	56,513	40,974

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	70,337
非上場債券	47,918

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	549,926	2,374,040	776,181	63,960
国債	510,466	1,997,461	737,696	59,552
地方債	19,499	60,824	1,599	406
社債	19,960	315,754	36,885	4,002
その他	114,054	867,454	901,088	257,781
外国債券	112,474	713,909	757,357	227,180
その他	1,579	153,544	143,730	30,600
合計	663,981	3,241,494	1,677,270	321,742

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3	

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	575,466
その他有価証券	575,466
( )繰延税金負債	232,686
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	342,780
( )少数株主持分相当額	199
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	491
その他有価証券評価差額金	343,072

- (注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額1百万円(費用)を除いております。  
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,534百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	14,720
その他有価証券	14,720
( )繰延税金負債	13,466
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,253
( )少数株主持分相当額	157
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	112
その他有価証券評価差額金	983

- (注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額21百万円(費用)を除いております。  
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額3,075百万円(益)を含めております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	199,881
その他有価証券	199,881
( )繰延税金負債	87,116
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	112,765
( )少数株主持分相当額	167
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	35
その他有価証券評価差額金	112,561

(注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額20百万円(費用)を除いております。

2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額3,125百万円を含めております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	10,916,519	5,600	5,805
	金利オプション			
	キャップ・フロアー	585,999	190	3,311
	金利スワップション	97,471	46	565
	その他			
	合計		5,363	9,682

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	119,911	8,817	8,817
	為替予約	12,477,708	1,827	1,827
	通貨オプション	108,800	215	40
	その他			
	合計		10,428	10,603

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,035	11	11
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		11	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	30,586	103	103
	その他			
	合計		103	103

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	10,550,517	4,991	4,991
	金利オプション			
	キャップ・フロアー	515,931	251	171
	金利スワップション その他	50,362	7	328
	合計		4,732	5,148

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	145,298	3,662	3,662
	為替予約	11,813,730	31,010	31,010
	通貨オプション	54,887	56	98
	その他			
	合計		27,291	27,249

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。



(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	1,926	1	1
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	102,068	661	661
	その他			
	合計		661	661

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

前連結会計年度

## 1. 取引の状況に関する事項

### (1) 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連では、金利先物取引、金利先物オプション取引、金利スワップ取引、キャップ取引、フロアー取引、スワップション取引、クレジットデリバティブ取引、通貨関連では、為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引であります。

これらのデリバティブ取引は、ヘッジ目的以外の取引とヘッジ目的の取引に分かれ、区別して管理しております。

なお、海外の連結子会社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では、為替予約取引であります。

### (2) 取引の利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な利用目的は、金融商品が多様化する環境において、顧客の資金の運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジニーズに応えるため、当社自身の機動的な収益機会の確保のため、当社自身の市場リスクをコントロールする資産負債総合管理(ALM)の効果的な運営のためであります。このような目的達成のためには、デリバティブ取引への積極的な取り組みが不可欠であると認識しております。

ヘッジ目的以外のデリバティブ取引の基本方針は、マーケットの変動による収益機会を捉えて収益の極大化を目指すことにあります。

一方、ヘッジ目的の取引については、銀行経営の健全性の観点から当社の貸出金、預金、債券等の資産負債に係る金利変動リスク、為替変動リスクなどを適正な水準に調整することを基本方針としております。ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引を行うにあたっては、金利変動、価格変動リスクなどの各種リスクを厳格に管理、運営することを重点方針としております。デリバティブ取引についてリスク管理を重点方針とすることは、デリバティブに内在するリスクを確実に把握し、適切なリスク量のもとで将来にわたる収益機会を拡大する効果をもたらすとともに、顧客の一層幅広いニーズへの対応力を高めることにつながると考えております。

また、外貨資金調達を目的とした通貨スワップ取引もマーケット情勢を睨みながら活用しております。

なお、海外の連結子会社のデリバティブ取引に対する取組方針は、当社に準じております。

### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスク及び信用リスクの管理は、ヘッジ目的以外の取引とヘッジ目的の取引を区別することなく、以下の方法によって行っております。

市場リスクとは取引対象物(金利、為替、債券等)の将来の市場価格変動と、デリバティブ固有の予想市場変動率(ボラティリティー)等の将来の変動によって損失を生じる可能性であります。金利関連デリバティブ取引については、将来の金利の変動によるリスク及びボラティリティーの変動によるリスクがあります。通貨関連デリバティブ取引については、将来の為替レートの変動によるリスク及びボラティリティーの変動によるリスクがあります。有価証券関連デリバティブ取引については、証券価格の変動によるリスク及びボラティリティーの変動によるリスクがあります。なお、当社においては、金利関連取引、通貨関連取引、有価証券関連取引の市場リスクについては、バリュー・アット・リスク<VAR>(過去の市場変動を基にして、資産・負債の市場価値が、今後一定期間でどの程度増減しうるかを分析し、通常予想される最大の損失額を計算したものを)を共通の尺度として、統合して管理する体制をとっております。取引対象物の価格変動に対する時価の変動率が大きい特殊なデリバティブ取引(レバレッジの効いたデリバティブ取引等)によるリスクはとっておりません。海外の連結子会社においても同様であります。

信用リスクとは取引相手方の契約不履行により損失を被る可能性であります。当社としては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有し信用力の高い優良銀行、優良顧客と取引を行うとともに、万一の際には債権・債務の一括清算ができる契約を取引先と締結することや、当社との取引が多い海外に本店を有する金融機関などを中心に担保付きデリバティブ契約の締結を進めるなどのリスク軽減の施策も講じております。また、経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変動にも的確かつ迅速に対応しておりますので、重大な影響を及ぼすリスクはないと考えております。海外の連結子会社においても同様であります。

### (4) 取引に係るリスク管理体制

当社は、ALM審議会において、各部門が許容し得る市場リスクの上限を決定し、各部門は、設定された限度額の範囲内で、所定の取引権限規則及び市場リスク管理規則等に基づいて取引を行うこととしております。

個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックは、運用担当部署から独立したリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めております。

なお、当社のALM審議会は、海外の連結子会社のトレーディング取引に対して、市場リスクの上限を、バリュー・アット・リスクの尺度で、連結ベースでの自己資本等の経営体力に基づいて決定しております。

### (5) 取引の時価等について

取引の時価は、当社のデリバティブ取引を市場実勢価格で評価したものです。

なお、デリバティブ取引に係る想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,016,293	4,037,966	75,573	75,573
	受取変動・支払固定	5,076,617	4,071,428	71,516	71,516
	受取変動・支払変動	543,649	543,402	5	39
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	キャップ・フロアー				
	売建	267,104	249,230	2,783	1,991
	買建	257,346	242,032	2,517	1,929
	金利スワップション				
	売建	35,223	10,292	95	393
	買建	36,171	10,523	68	55
	その他				
	売建				
買建					
	合計			3,769	4,374

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	140,860	131,060	4,784	4,784
	為替予約				
	売建	5,130,798	157,907	86,390	86,390
	買建	6,570,337	167,996	78,003	78,003
	通貨オプション				
	売建	40,026	6,671	772	177
	買建	40,255	6,936	1,433	420
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			4,262	4,200

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,970		3	3
	買建				
	債券先物オプション				
	売建	154,350		178	24
	買建	154,000		572	50
店頭	債券店頭オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			397	78

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	77,987	50,987	1,706	1,706
	買建	57,825	49,825	653	653
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			1,052	1,052

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務、不動産仲介業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務、不動産仲介業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務、不動産仲介業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	320,814	14,025	0	28,681	9,280	372,802	—	372,802
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,218	310	155	2,569	54	5,308	(5,308)	—
計	323,032	14,336	155	31,251	9,334	378,111	(5,308)	372,802
経常費用	218,278	16,786	176	30,532	10,425	276,199	(5,308)	270,891
経常利益 (△は経常損失)	104,754	△2,450	△20	719	△1,091	101,911	—	101,911

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国、ルクセンブルグ大公国が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	289,955	10,446	0	30,852	5,148	336,403	—	336,403
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,602	1,143	349	3,417	151	7,664	(7,664)	—
計	292,558	11,589	349	34,270	5,299	344,067	(7,664)	336,403
経常費用	233,038	15,269	72	31,867	6,872	287,120	(5,710)	281,410
経常利益 (△は経常損失)	59,520	△3,679	277	2,402	△1,572	56,947	(1,954)	54,992

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国、ルクセンブルグ大公国が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。



前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	622,730	24,236	2	57,079	16,277	720,326	—	720,326
(2) セグメント間の 内部経常収益	4,518	903	213	6,298	78	12,011	(12,011)	—
計	627,249	25,139	215	63,377	16,355	732,338	(12,011)	720,326
経常費用	434,887	30,412	269	63,004	19,088	547,662	(10,999)	536,662
経常利益 (△は経常損失)	192,362	△5,273	△53	373	△2,733	184,675	(1,011)	183,664

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国、ルクセンブルグ大公国が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

3. 会計処理基準等の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は309百万円減少しておりますが、この影響は主に「日本」におけるものであり、他の地域における影響は軽微であります。

また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は527百万円減少しておりますが、この影響は主に「日本」におけるものであり、他の地域における影響は軽微であります。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	51,988
II 連結経常収益	372,802
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.9

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	46,447
II 連結経常収益	336,403
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.8

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	97,595
II 連結経常収益	720,326
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.5

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
 2. 海外経常収益は、当社の海外店取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	469円07銭	369円09銭	410円30銭
1株当たり 中間(当期)純利益金額	19円10銭	9円37銭	35円90銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額	18円63銭	9円12銭	35円03銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益 金額				
中間(当期) 純利益	百万円	62,800	30,736	118,049
普通株主に帰属 しない金額	百万円	193	—	387
優先配当額	百万円	193	—	387
普通株式に係る 中間(当期) 純利益	百万円	62,607	30,736	117,662
普通株式の 中間(期中) 平均株式数	千株	3,277,389	3,277,724	3,277,389
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額				
中間(当期) 純利益調整額	百万円	193	—	387
優先配当額	百万円	193	—	387
普通株式増加数	千株	92,053	91,719	92,053
優先株式の 転換	千株	92,053	91,719	92,053

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の 合計額	百万円	1,585,978	1,359,377	1,394,324
純資産の部の 合計額から控除 する金額	百万円	48,628	127,127	49,581
優先株式の 発行金額	百万円	33,701	11,301	33,701
優先配当額	百万円	193	—	193
少数株主持分	百万円	14,733	115,826	15,686
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	1,537,349	1,232,250	1,344,743
1株当たり 純資産額の算定に 用いられた中間期 末(期末)の 普通株式数	千株	3,277,389	3,338,575	3,277,389

- (2) 【その他】  
該当事項なし。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	771,578	2,148,221	1,238,010
コールローン	352,900	243,115	192,409
債券貸借取引支払保証金	152,292	185,162	301,357
買入金銭債権	75,422	53,073	62,605
特定取引資産	8 214,463	8 280,372	8 274,754
金銭の信託	464	3,004	-
有価証券	1, 2, 8, 15 6,357,594	1, 2, 8, 15 6,966,126	1, 2, 8, 15 7,071,844
投資損失引当金	736	985	829
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 9,768,602	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 9,600,573	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 9,778,877
外国為替	7,974	16,190	11,454
その他資産	919,336	778,039	869,637
有形固定資産	10, 11, 14 183,169	10, 11, 14 176,946	10, 11, 14 179,703
無形固定資産	60,315	63,975	61,961
繰延税金資産	-	69,443	14,453
支払承諾見返	244,498	241,380	179,701
貸倒引当金	134,258	89,290	100,756
資産の部合計	18,973,617	20,735,350	20,135,186
<b>負債の部</b>			
預金	8 11,715,224	8 12,993,042	8 12,219,516
譲渡性預金	1,794,740	2,334,061	2,015,437
コールマネー	141,260	80,000	70,629
売現先勘定	8 93,090	8 900,702	8 651,176
債券貸借取引受入担保金	8 270,054	8 66,999	8 319,347
特定取引負債	30,049	42,965	52,660
借入金	8, 12 465,214	8, 12 618,217	8, 12 1,246,844
外国為替	10	42	121
短期社債	110,300	210,700	231,700
社債	13 270,500	13 210,000	13 263,600
信託勘定借	1,237,408	1,085,924	1,156,318
その他負債	970,711	726,103	372,498
未払法人税等		1,148	1,293
リース債務		17	
その他の負債		724,937	
賞与引当金	4,390	4,331	4,400
役員賞与引当金	-	29	86
偶発損失引当金	7,534	6,995	6,516
繰延税金負債	84,252	-	-
再評価に係る繰延税金負債	14 7,630	14 7,319	14 7,614
支払承諾	244,498	241,380	179,701
負債の部合計	17,446,872	19,528,815	18,798,169

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>			
資本金	324,279	324,279	324,279
資本剰余金	412,315	412,315	412,315
資本準備金	250,619	250,619	250,619
その他資本剰余金	161,695	161,695	161,695
利益剰余金	469,178	488,295	505,149
利益準備金	73,714	73,714	73,714
その他利益剰余金	395,464	414,581	431,435
海外投資等損失準備金	0	-	-
退職慰労基金	710	710	710
別途積立金	138,495	138,495	138,495
繰越利益剰余金	256,259	275,376	292,230
株主資本合計	1,205,772	1,224,890	1,241,744
その他有価証券評価差額金	341,117	105	111,342
繰延ヘッジ損益	9,884	8,868	5,899
土地再評価差額金	<sup>14</sup> 10,260	<sup>14</sup> 9,380	<sup>14</sup> 10,170
評価・換算差額等合計	320,972	18,354	95,272
純資産の部合計	1,526,745	1,206,535	1,337,016
負債及び純資産の部合計	18,973,617	20,735,350	20,135,186

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	344,267	310,468	664,325
信託報酬	59,651	51,281	113,866
資金運用収益	186,746	165,498	343,632
(うち貸出金利息)	79,968	76,822	159,301
(うち有価証券利息配当金)	90,937	74,703	151,267
役務取引等収益	75,325	59,255	137,795
特定取引収益	2,150	908	2,440
その他業務収益	7,628	27,260	45,028
その他経常収益	※2 12,765	※2 6,262	※2 21,562
経常費用	246,495	256,969	491,604
資金調達費用	80,610	84,849	169,800
(うち預金利息)	42,014	44,328	82,856
役務取引等費用	11,957	11,557	23,220
特定取引費用	63	3,419	—
その他業務費用	23,410	25,986	68,394
営業経費	※1 100,614	※1 104,287	※1 194,009
その他経常費用	※3 29,839	※3 26,868	※3 36,179
経常利益	97,772	53,499	172,720
特別利益	※4 9,847	※4 1,841	※4 32,627
特別損失	※5 7,381	※5 3,321	※5 8,029
税引前中間純利益	100,237	52,019	197,319
法人税、住民税及び事業税	△231	△297	△67
法人税等調整額	39,752	20,371	83,242
法人税等合計		20,074	
中間純利益	60,715	31,944	114,144



## 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	324,279	324,279	324,279
当中間期末残高	324,279	324,279	324,279
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	250,619	250,619	250,619
当中間期末残高	250,619	250,619	250,619
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	279,714	161,695	279,714
当中間期変動額			
剰余金の配当	△118,018	—	△118,018
当中間期変動額合計	△118,018	—	△118,018
当中間期末残高	161,695	161,695	161,695
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	530,334	412,315	530,334
当中間期変動額			
剰余金の配当	△118,018	—	△118,018
当中間期変動額合計	△118,018	—	△118,018
当中間期末残高	412,315	412,315	412,315
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	73,714	73,714	73,714
当中間期末残高	73,714	73,714	73,714
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>海外投資等損失準備金</b>			
前期末残高	0	—	0
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	△0
当中間期末残高	0	—	—
<b>退職慰労基金</b>			
前期末残高	710	710	710
当中間期末残高	710	710	710
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	138,495	138,495	138,495
当中間期末残高	138,495	138,495	138,495
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	221,383	292,230	221,383
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	0
剰余金の配当	△25,822	△48,010	△43,190
中間純利益	60,715	31,944	114,144
土地再評価差額金の取崩	△17	△788	△107
当中間期変動額合計	34,875	△16,854	70,847
当中間期末残高	256,259	275,376	292,230

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	434,303	505,149	434,303
<b>当中間期変動額</b>			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	△25,822	△48,010	△43,190
中間純利益	60,715	31,944	114,144
土地再評価差額金の取崩	△17	△788	△107
当中間期変動額合計	34,875	△16,854	70,846
当中間期末残高	469,178	488,295	505,149
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	1,288,916	1,241,744	1,288,916
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△143,841	△48,010	△161,209
中間純利益	60,715	31,944	114,144
土地再評価差額金の取崩	△17	△788	△107
当中間期変動額合計	△83,143	△16,854	△47,171
当中間期末残高	1,205,772	1,224,890	1,241,744
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	415,045	111,342	415,045
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△73,927	△111,447	△303,703
当中間期変動額合計	△73,927	△111,447	△303,703
当中間期末残高	341,117	△105	111,342
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
前期末残高	△6,858	△5,899	△6,858
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,025	△2,969	958
当中間期変動額合計	△3,025	△2,969	958
当中間期末残高	△9,884	△8,868	△5,899
<b>土地再評価差額金</b>			
前期末残高	△9,699	△10,170	△9,699
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△561	790	△471
当中間期変動額合計	△561	790	△471
当中間期末残高	△10,260	△9,380	△10,170
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	398,487	95,272	398,487
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△77,514	△113,626	△303,215
当中間期変動額合計	△77,514	△113,626	△303,215
当中間期末残高	320,972	△18,354	95,272

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	1,687,403	1,337,016	1,687,403
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△143,841	△48,010	△161,209
中間純利益	60,715	31,944	114,144
土地再評価差額金の取崩	△17	△788	△107
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△77,514	△113,626	△303,215
当中間期変動額合計	△160,658	△130,481	△350,387
当中間期末残高	1,526,745	1,206,535	1,337,016

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記1と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定 取引目的の取引を除く)の 評価は、原則として時価法 により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償 却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用し、年間減価償 却費見積額を期間により 按分し計上しておりま す。 また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に 伴い、平成19年4月1日 以後に取得した有形固定 資産については、改正後 の法人税法に基づく定率 法により減価償却費を計 上しております。なお、 これによる中間貸借対照 表及び中間損益計算書に 与える影響は軽微であり ます。 (追加情報) 当中間会計期間より、 平成19年3月31日以前に 取得した有形固定資産に ついては、償却可能限度 額に達した事業年度の翌 事業年度以後、残存簿価 を5年間で均等償却して おります。なお、これに よる中間貸借対照表及び 中間損益計算書に与える 影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。なお、自 社利用のソフトウェアに ついては、社内における 利用可能期間(主として 5年)に対応して定額法 により償却しておりま す。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 有形固定資産は、定率 法を採用し、年間減価償 却費見積額を期間により 按分し計上しておりま す。 また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース 資産を除く) 無形固定資産は、定額 法により償却しておりま す。なお、自社利用のソ フトウェアについては、 社内における利用可能期 間(主として5年)に対応 して定額法により償却し ております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。 また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に 伴い、平成19年4月1日 以後に取得した有形固定 資産については、改正後 の法人税法に基づく定率 法により減価償却費を計 上しております。なお、 この変更に伴い、従来 の方法によった場合と比 較して、経常利益及び税 引前当期純利益はそれぞ れ271百万円減少して おります。 (追加情報) 当事業年度より、平成 19年3月31日以前に 取得した有形固定資産 については、償却可能 限度額に達した事業年 度の翌事業年度以後、 残存簿価を5年間で 均等償却しておりま す。なお、この変更 に伴い、従来の方法 によった場合と比較 して、経常利益及び 税引前当期純利益は それぞれ524百万 円減少して おります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額 法により償却して おります。なお、自 社利用のソフト ウェアについては、 社内における利 用可能期間(主 として5年)に 対応して定額 法により償却 して おりま す。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	
5. 繰延資産の処理方法			社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は65,536百万円であります。</p>	<p>務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,433百万円であります。</p>	<p>務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,651百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	—————	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(5) 退職給付引当金 同左	(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他の資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理



	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左	(6) 偶発損失引当金 同左
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施していましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,376百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,005百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有</p>	<p>業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施していましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は641百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,014百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施していましたが、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は937百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,488百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)内部取引等 同左</p>	<p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	—————	—————
12. 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 64,537百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に16,244百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,756百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,916百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,322百万円、延滞債権額は80,417百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 73,173百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に9,705百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは138,918百万円あります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,019百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,259百万円、延滞債権額は40,287百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 68,987百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「その他の証券」に2,582百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは14,252百万円あります。</p> <p>手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,942百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,269百万円、延滞債権額は53,134百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>



前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,129百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,562百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,432百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は92,131百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は277,812百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 274,068百万円</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は567百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27,493百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,607百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は70,955百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は194,926百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 413,480百万円</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,446百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,909百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,759百万円であり ます。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は78,163百万円であり ます。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は380,773百万円であり ます。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであり ます。 担保に供している資産 有価証券 1,143,306百万円</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>担保資産に対応する債務 借入金 260,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,725,217百万円及び貸出金208,288百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は360,645百万円であり、対応する売現先勘定は93,090百万円、債券貸借取引受入担保金は270,054百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,647,987百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 141,249百万円</p>	<p>担保資産に対応する債務 借入金 291,612百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,332,246百万円及び貸出金145,876百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は14,977百万円、有価証券は950,537百万円であり、対応する売現先勘定は900,702百万円、債券貸借取引受入担保金は66,999百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,942,968百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 142,533百万円</p>	<p>担保資産に対応する債務 預金 15,028百万円</p> <p>借入金 1,033,700百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,830,077百万円及び貸出金156,540百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は14,981百万円、有価証券は951,082百万円であり、対応する売現先勘定は651,176百万円、債券貸借取引受入担保金は319,347百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,684,485百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 142,976百万円</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,818百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金129,400百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p>	<p>—————</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金230,900百万円が含まれております。</p> <p>※13. 同左</p> <p>※14. 同左</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,622百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金126,400百万円が含まれております。</p> <p>※13. 同左</p> <p>※14. 同左</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は17,127百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,386,986百万円、貸付信託293,603百万円であります。</p>	<p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は15,055百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,154,687百万円、貸付信託169,572百万円であります。</p>	<p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は14,840百万円であります。</p> <p>16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,277,958百万円、貸付信託231,508百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 4,299百万円 無形固定資産 11,434百万円</p> <p>※2. その他経常収益には、株式等売却益8,108百万円及び貸出債権等の売却に係る利益1,373百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他経常費用には、株式等償却12,585百万円及び貸倒引当金繰入額12,266百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、抱合せ株式消滅差益4,851百万円及び償却債権取立益3,330百万円を含んでおります。なお、抱合せ株式消滅差益は、平成19年4月1日を分割期日として、当社の100%子会社であるエム・ユー・トラスト総合管理株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割を行ったことにより生じたものであります。</p> <p>※5. 特別損失は、減損損失3,391百万円、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社との吸収分割により承継した建物を連結財務諸表上の帳簿価額で受け入れる会計処理を行ったことに伴う損失2,798百万円及び固定資産処分損1,191百万円であります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 4,115百万円 無形固定資産 10,666百万円</p> <p>※2. その他経常収益には、株式等売却益3,469百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他経常費用には、株式等償却19,680百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益は、償却債権取立益1,105百万円及び固定資産処分益736百万円であります。</p> <p>※5. 特別損失は、減損損失1,765百万円及び固定資産処分損1,555百万円であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>※4. その他の特別利益には、抱合せ株式消滅差益4,851百万円を含んでおります。なお、抱合せ株式消滅差益は、平成19年4月1日を分割期日として、当社の100%子会社であるエム・ユー・トラスト総合管理株式会社を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割を行ったことにより生じたものであります。</p> <p>※5. その他の特別損失は、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社との吸収分割により承継した建物を連結財務諸表上の帳簿価額で受け入れる会計処理を行ったことに伴う損失2,798百万円であります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
第二回第三種優先株式	79,500	—	79,500	—	注
合計	79,500	—	79,500	—	

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の減少79,500千株は、消却による減少であります。

なお、当該株式については取得の対価として普通株式を交付しているため、中間株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
第二回第三種優先株式	—	22,400	—	22,400	注
合計	—	22,400	—	22,400	

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の増加22,400千株は、取得請求による増加であります。

なお、取得の対価として普通株式を交付しているため、中間株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。また、当中間会計期間末に当社が保有していた第二回第三種優先株式は、平成20年10月29日付で消却しております。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第二回第三種優先株式	79,500	—	79,500	—	注
合計	79,500	—	79,500	—	

(注) 第二回第三種優先株式の自己株式の株式数の減少79,500千株は、消却による減少であります。

なお、当該株式については取得の対価として普通株式を交付しているため、株主資本等変動計算書に記載すべき金額はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																		
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (有形固定資産) 自動車であります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。																																																																			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,757</td> <td>11</td> <td>1,768</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,207</td> <td>10</td> <td>1,217</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>549</td> <td>0</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>318百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>231百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>550百万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,757	11	1,768	減価償却累計額相当額	1,207	10	1,217	中間会計期間末残高相当額	549	0	550	1年内	318百万円	1年超	231百万円	合計	550百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,248</td> <td>—</td> <td>1,248</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,032</td> <td>—</td> <td>1,032</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>215</td> <td>—</td> <td>215</td> </tr> </tbody> </table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>127百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>215百万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,248	—	1,248	減価償却累計額相当額	1,032	—	1,032	中間会計期間末残高相当額	215	—	215	1年内	127百万円	1年超	87百万円	合計	215百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (百万円)</th> <th>ソフトウエア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,621</td> <td>—</td> <td>1,621</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,238</td> <td>—</td> <td>1,238</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>382</td> <td>—</td> <td>382</td> </tr> </tbody> </table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>252百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>129百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>382百万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウエア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,621	—	1,621	減価償却累計額相当額	1,238	—	1,238	期末残高相当額	382	—	382	1年内	252百万円	1年超	129百万円	合計	382百万円
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	1,757	11	1,768																																																																	
減価償却累計額相当額	1,207	10	1,217																																																																	
中間会計期間末残高相当額	549	0	550																																																																	
1年内	318百万円																																																																			
1年超	231百万円																																																																			
合計	550百万円																																																																			
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	1,248	—	1,248																																																																	
減価償却累計額相当額	1,032	—	1,032																																																																	
中間会計期間末残高相当額	215	—	215																																																																	
1年内	127百万円																																																																			
1年超	87百万円																																																																			
合計	215百万円																																																																			
	その他の有形固定資産 (百万円)	ソフトウエア (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	1,621	—	1,621																																																																	
減価償却累計額相当額	1,238	—	1,238																																																																	
期末残高相当額	382	—	382																																																																	
1年内	252百万円																																																																			
1年超	129百万円																																																																			
合計	382百万円																																																																			

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払リース料 231百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額 231百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</li> <li>(貸手側) 該当する取引はありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払リース料 135百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額 135百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</li> <li>(貸手側) 該当する取引はありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払リース料 400百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額 400百万円</li> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</li> <li>(貸手側) 該当する取引はありません。</li> </ul>
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 10,498百万円</li> <li>1年超 42,021百万円</li> <li><u>合計</u> 52,520百万円</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 73百万円</li> <li>1年超 401百万円</li> <li><u>合計</u> 474百万円</li> </ul>	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料</li> <li>1年内 10,037百万円</li> <li>1年超 32,114百万円</li> <li><u>合計</u> 42,151百万円</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料</li> <li>1年内 115百万円</li> <li>1年超 373百万円</li> <li><u>合計</u> 488百万円</li> </ul>	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 10,446百万円</li> <li>1年超 36,470百万円</li> <li><u>合計</u> 46,917百万円</li> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料</li> <li>1年内 115百万円</li> <li>1年超 390百万円</li> <li><u>合計</u> 506百万円</li> </ul>



(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

子会社株式で時価のあるもの

該当事項なし。

関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,996	1,849	147

(注) 時価は、中間決算日における市場価格等に基づいております。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

子会社株式で時価のあるもの

該当事項なし。

関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	6,496	4,107	2,389

(注) 時価は、中間決算日における市場価格等に基づいております。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)

子会社株式で時価のあるもの

該当事項なし。

関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	6,496	4,787	1,709

(注) 時価は、決算日における市場価格等に基づいております。

## (2) 【その他】

## 信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	292,520	0.50	231,155	0.44	258,808	0.43
有価証券	10,092,387	17.20	355,649	0.67	9,084,085	15.02
信託受益権	25,814,430	44.00	29,440,176	55.67	27,971,799	46.23
受託有価証券	8,297	0.01	16,193	0.03	22,714	0.04
金銭債権	12,139,641	20.69	11,441,830	21.64	11,838,782	19.57
有形固定資産	8,250,696	14.06	9,228,810	17.45	9,006,213	14.89
無形固定資産	119,170	0.20	137,386	0.26	135,336	0.22
その他債権	99,738	0.17	146,414	0.28	152,988	0.25
コールローン	11,609	0.02	8,932	0.02	7,988	0.01
銀行勘定貸	1,237,408	2.11	1,085,924	2.05	1,156,318	1.91
現金預け金	607,021	1.04	786,729	1.49	865,651	1.43
合計	58,672,922	100.00	52,879,203	100.00	60,500,687	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	11,349,328	19.34	1,745,384	3.30	10,551,255	17.44
年金信託	18,933	0.03	6,885	0.01	9,540	0.02
財産形成給付信託	13,060	0.02	11,990	0.02	12,672	0.02
貸付信託	294,976	0.50	171,211	0.33	233,164	0.38
投資信託	25,069,694	42.73	28,643,813	54.17	27,242,745	45.03
金銭信託以外の金銭の 信託	115,235	0.20	115,244	0.22	122,754	0.20
有価証券の信託	8,320	0.02	16,233	0.03	22,755	0.04
金銭債権の信託	12,896,604	21.98	12,287,101	23.24	12,611,728	20.85
動産の信託	40,236	0.07	38,587	0.07	39,597	0.07
土地及びその定着物の 信託	106,800	0.18	96,539	0.18	105,398	0.17
包括信託	8,759,730	14.93	9,746,211	18.43	9,549,075	15.78
合計	58,672,922	100.00	52,879,203	100.00	60,500,687	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末59,506,758百万円、当中間会計期間末59,489,620百万円、前事業年度末59,917,129百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末160,953百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は26百万円、3ヵ月以上延滞債権額は54百万円、貸出条件緩和債権額は809百万円であります。また、これらの債権額の合計額は938百万円であります。

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末145,226百万円のうち、破綻先債権額は111百万円、延滞債権額は42百万円、3ヵ月以上延滞債権額は41百万円、貸出条件緩和債権額は968百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,164百万円であります。

5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末152,562百万円のうち、破綻先債権額は105百万円、延滞債権額は7百万円、3ヵ月以上延滞債権額は74百万円、貸出条件緩和債権額は1,081百万円であります。また、これらの債権額の合計額は1,268百万円であります。

(参考)

前記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という)が前中間会計期間末55,569,552百万円、当中間会計期間末56,310,843百万円、前事業年度末56,491,424百万円含まれております。

前記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(参考)

信託財産残高表(職務分担型共同受託財産合算分)

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	292,520	0.26	231,155	0.21	258,808	0.22
有価証券	57,002,232	49.91	49,023,519	44.91	56,653,850	48.43
信託受益権	26,940,392	23.59	30,620,893	28.05	29,364,988	25.10
受託有価証券	1,507,048	1.32	1,273,899	1.17	1,447,409	1.24
金銭債権	12,365,972	10.83	11,713,560	10.73	12,088,390	10.33
有形固定資産	8,250,696	7.22	9,228,810	8.45	9,006,213	7.70
無形固定資産	119,170	0.10	137,386	0.13	135,336	0.12
その他債権	3,232,693	2.83	1,924,816	1.76	2,526,318	2.16
コールローン	1,200,687	1.05	1,212,197	1.11	1,562,454	1.34
銀行勘定貸	1,592,355	1.39	1,337,339	1.22	1,462,686	1.25
現金預け金	1,711,023	1.50	2,466,547	2.26	2,470,131	2.11
合計	114,214,793	100.00	109,170,126	100.00	116,976,588	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	28,636,201	25.07	18,790,414	17.21	27,359,053	23.39
年金信託	13,738,074	12.03	13,066,117	11.97	13,188,924	11.28
財産形成給付信託	13,060	0.01	11,990	0.01	12,672	0.01
貸付信託	294,976	0.26	171,211	0.16	233,164	0.20
投資信託	25,069,694	21.95	28,643,813	26.24	27,242,745	23.29
金銭信託以外の金銭の信託	2,928,818	2.56	2,692,565	2.47	2,782,420	2.38
有価証券の信託	1,811,012	1.59	1,501,055	1.37	1,812,150	1.55
金銭債権の信託	12,896,604	11.29	12,287,101	11.25	12,611,728	10.78
動産の信託	40,236	0.04	38,587	0.04	39,597	0.03
土地及びその定着物の信託	106,800	0.09	96,539	0.09	105,398	0.09
包括信託	28,679,313	25.11	31,870,730	29.19	31,588,732	27.00
合計	114,214,793	100.00	109,170,126	100.00	116,976,588	100.00

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |   |                          |
|--|---|--------------------------|
| (1) 訂正報告書<br>(平成19年6月28日提出の第2期有価証券報告書の訂正報告書) |   | 平成20年6月18日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書<br>(平成19年10月5日提出の発行登録書の訂正発行登録書)  |   | 平成20年6月18日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書<br>及びその添付書類                      | 事業年度 自 平成19年4月1日<br>(第3期) 至 平成20年3月31日  | 平成20年6月27日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書<br>(平成19年10月5日提出の発行登録書の訂正発行登録書)  |   | 平成20年6月27日<br>関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書<br>(特定子会社の異動)                      | 企業内容等の開示に関する内閣府令第<br>19条第2項第3号の規定に基づき提出 | 平成20年9月2日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 訂正発行登録書<br>(平成19年10月5日提出の発行登録書の訂正発行登録書)  |   | 平成20年9月2日<br>関東財務局長に提出。  |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌治 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木昌治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤嘉雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	弥永めぐみ	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌治 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木昌治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤嘉雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	弥永めぐみ	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJ信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ信託銀行株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の5の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年12月1日

**【会社名】** 三菱UFJ信託銀行株式会社

**【英訳名】** Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岡内 欣也

**【最高財務責任者の役職氏名】** -

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

**【縦覧に供する場所】** 金融商品取引法および企業内容等の開示に関する内閣府令の規定による縦覧に供する主要な支店はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長岡内欣也は、当社の第4期中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)に係る半期報告書の記載内容が、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはないことを確認しました。

2 【特記事項】

当社は、平成20年11月21日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

